

資料

保育園・家事育児分担・ワークライフ バランスをめぐる母親の苦悩

— 保育所入所申請世帯調査の自由記述から* —

前田 正子[†], 安藤 道人[‡]

要 旨

本稿では、認可保育所の入所申請世帯に対するアンケート調査の自由記述欄の回答を用いて、子育て世帯の母親が抱える葛藤や苦悩を整理・検討した。その結果、待機児童問題を抱える自治体における保育所入所申請世帯の母親は、夫婦間の家事・育児分担の偏りやワークライフバランスの困難といったこれまで指摘されてきた問題に加えて、保育・子育て支援政策の不確実性や不公平性に関する様々な葛藤や苦悩を抱えていることが明らかとなった。とくに、改善の気配が見えない待機児童問題、複雑で分かりにくい保育所入所の利用調整制度、働くほどあるいは多子になるほど高額になる保育料など、認可保育所制度に起因する様々な困難を、母親たちは子どもの妊娠前から就学までの長期にわたって経験していた。つまり、回答者の母親たちは、保育所に入所できたか否かにかかわらず、家庭・仕事・政策という3つの領域における複合的な障壁に、子育て期間を通じて直面し続けているといえる。

1. はじめに

子育て世帯の母親における「家事・育児負担の偏り」や「仕事と家庭の両立の困難さ」という問題が認識されるようになってから、しばらく経過している。この間、さまざまな調査・研究やメディア報道によって、これらの問題の実態が検証されてきた。とりわけ、多くの社会科学の量的・質的な実証研究では、共働き世帯の母親において、家事・育児負担が父親よりも

* 本研究は科学研究費助成事業（16K21743および17K03792）の補助を受けている。この場を借りて、多忙な時間の中、本調査にご協力頂いた回答者の方々にお礼を申し上げたい。また、本調査の実施に多大な支援を提供して頂いた山口慎太郎氏（東京大学）やA市担当職員の方々、そしてリサーチアシスタントの三田匡能氏に対して、感謝の意をお伝えしたい。ただし当然のことながら、本稿の内容や内容に関する一切の誤りは筆者らの責に帰するものである。

† 甲南大学マネジメント創造学部教授 m.maeda@konan-u.ac.jp

‡ 立教大学経済学部准教授 michihito.ando@rikkyo.ac.jp

大きいことや、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を巡る様々な困難があることが明らかにされてきた。家事・育児分担やワークライフバランスの問題の原因やその解決策については依然として様々な立場がある一方で、これらの社会問題（あるいは社会現象）の存在そのものを否定するという立場はほとんどなくなった。

これらの問題を取り扱った初期の社会的な質的研究として、家事・育児を「セカンド・シフト（第二の勤務）」と名付けて家事・育児分担の夫婦間の偏りや葛藤を扱った Hochschild (1989) や、先進的なファミリーフレンドリー施策で知られる企業に勤める共働き家庭の夫婦や親子が時間に追われる様子を「タイム・バインド（時間の板挟み状態）」と名付けてワークライフバランスの実態に迫った Hochschild (1997) がある。アーリー・ホックシールドによるこの2つの研究は、家事・育児分担やワークライフバランスを検証対象とした初期の質的研究であるというだけでなく、このような研究領域の輪郭やその複雑さを実証的に明らかにしたという点でも、先駆的な研究であった。そして近年の共働き・子育て世帯の実証研究も、家事・育児分担やワークライフバランスという観点から行われることが多い。その結果、家庭や仕事の領域、そして両者の相互関係の領域における共働きの子育て世帯（とりわけその母親）が抱える問題群については、その解決や改善はともかく、その実態についてはより認知されるようになった。

一方で、近年の日本では、このような家庭や仕事の領域には回収できない「母親の声」も生じている。それを端的に示したのが、2016年2月に匿名の執筆者が公開し、大きく話題になったブログ記事の「保育所落ちた日本死ぬ!!!」であった¹⁾。このブログ記事において匿名執筆者が問題化したのは、家事・育児における母親の超過負担やワークライフバランスの困難さそのものではなく、認可保育所のニーズがその供給量を上回ることによって生じる待機児童問題の深刻さであった。もちろん、この待機児童問題によってもっとも深刻な影響を受けるのが母親であるという意味で、この問題は母親の家事・育児の超過負担やワークライフバランスの困難さと強い関連がある。しかし、待機児童に代表される認可保育所制度に対する強い憤りや苦悩は、家庭（あるいは夫）や仕事（職場・同僚・上司・経営陣など）における憤りや苦悩とは異なる性質を持っている。

本稿では、このような家庭や仕事の領域には回収できない子育て世帯の母親の憤りや苦悩を収集・整理することによって、共働きの子育て世帯の母親が直面している状況の再整理を試みる。具体的には、認可保育所の申請世帯に対して実施したアンケートの自由記述欄のデータを用いて、家庭領域や仕事領域についての母親の苦悩に関する様々な自由記述を整理するだけでなく、これらの領域に回収できない「保育・子育て支援政策に起因する母親の苦悩」に関する自由記述を、「政策領域の苦悩」として整理・検討する（図1）。

1) このブログ記事は、2021年5月27日現在も、元のURL (<https://anond.hatelabo.jp/20160215171759>) で閲覧することができる。

<p>家庭領域：家事・育児分担について（表1～8）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 父親の家事・育児分担の不十分さ ② 父親の家事・育児分担を阻む長時間労働 ③ 父親の育児休業や家事・育児分担の常識化の遅れ ④ 男性や父親の意識改革への働きかけの必要 ⑤ 父親の家事・育児分担による負担軽減の重要さ ⑥ 子育て支援制度の活用の母親への偏り ⑦ 祖父母に頼ることの困難さ ⑧ 子育ての経済的負担の重さ 	<p>仕事領域：ワークライフバランスについて（表9～13）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 子育てへの職場の無理解 ② 短時間勤務でも難しいワークライフバランス ③ 子どもの病気と仕事の両立の難しさ ④ 育児休業が取得できない非正規労働者 ⑤ 様々な人が働きやすい社会の必要性
<p>政策領域1：認可保育所制度について（表14～26）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 入所できないことによる不本意な退職や非正規雇用 ② 育児休業延長後に入所できずに退職 ③ 入所の可否が判明するまでの強い不安感 ④ 入所の可能性を高めるための不本意なフルタイム勤務 ⑤ 自営業者・非正規雇用者・求職者の入所の不利 ⑥ 利用調整指数の加点に対する工夫や不満 ⑦ 子どもの出生月による入所の不利 ⑧ 「3歳児の壁」の問題や不安 ⑨ 入所のための不本意な育児休業の切り上げ ⑩ 高額な保育料 ⑪ 多子世帯の高額な保育料負担 ⑫ 幼稚園や認可外保育施設の高負担 ⑬ 保育所への要望や感謝 	<p>政策領域2：認可保育所制度以外について（表27～30）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 所得が高くなると各種助成の対象外となることへの不満 ② 病児保育や不妊治療費の負担の重さ ③ 子育て中の親へのケアの必要性 ④ 就学後の子育て環境への要望

図1 本稿における自由記述の分類

分析に用いるのは、2017年4月の認可保育所入所のために、2016年10月に入所申請を行った世帯に対するアンケート調査の自由記述群である。アンケートは、大都市圏のベッドタウンにある自治体（以下、A市）の協力のもと、入所申請した全世帯に対する全数調査として2017年10月に著者らによって実施された。そのアンケートの全自由記述を著者らが読み込んだ上で、統計分析ソフトを用いたキーワード分類などによって自由記述の選択・分類を繰り返した。

自由記述の整理・検証の結果、本アンケート調査の自由記述には、家庭領域や仕事領域についての記述に加えて、保育・子育て支援政策についての記述が多く存在することがわかった。そして、家庭領域や仕事領域の自由記述については、先行研究などで指摘されている様々な母親の苦悩が表明されている一方、保育・子育て支援政策領域については、先行研究ではあまり明らかにされてこなかった記述も多かった。そこで、家庭・仕事・政策という3つの領域とそれぞれの中でのサブカテゴリに自由記述を分類し、考察を加えた。

以下ではそれぞれの領域の自由記述について要約する。第一に、家庭領域の記述としては、母親と父親の家事・育児分担を巡る記述を中心に整理した。ここでは、父親の意識や行動への厳しい批判やあきらめとともに、父親の育児や家事への参加があれば、もっと女性や母親が余裕を持って子育てや仕事もできるという意見も書かれていた。また、父親個人を責めるだけでなく、父親の職場や社会全体の改革や意識改革が必要であるとの記述や、男性への父親役割へ

の自覚を持たせる社会的な働きかけが必要であるとの記述もあった。また、子育ての経済的負担への記述もあった。

第二に、仕事領域の記述として、労働環境やワークライフバランスに関する記述を中心に整理した。育児休業や短時間勤務について、制度は整っていても職場の十分な理解がないという記述が多くあった。また、子供の病気と仕事の両立が困難なことへの言及も多かった。さらに、非正規労働者の母親からは、正規労働者と比べて育児休業制度や短時間勤務などの制度利用が難しいことへの憤りなどが記されていた。

第三に、政策領域の記述として、保育所入所や保育料に関する記述が多く見られた。保育所の入所を巡る状況に関しては、保育所入所できなかった人、できなかったために退職せざるを得なかった母親の憤りや苦悩のみならず、入所できた母親においても、入所申請をめぐって様々なストレスや負担を有していたことが明らかとなった。例えば、入所申請の手続きの煩雑さや入所できるかどうか分からないストレス、入所申請に当たって育児休業の終了を早めたり短時間勤務を諦めたり、入所の可能性を高めるために不本意な選択をせざるを得ないことへの不満、非正規や自営業が不利になる入所指数の加点のあり方への不満などが記されていた。また保育所の保育料についても、育児休業手当から短時間勤務に切り替える場合など、預けて働き始めることによる（追加的な）収入と比べて保育料が高すぎるという記述が多かった。また中・高所得世帯と思われる回答者からは、所得税を多く支払っているにもかかわらず様々な助成の対象外になってしまうことや、仕事・家事・育児の時間的余裕もなく外部サービスに頼らざるを得ないだけでなく保育料が収入に応じて高くなることに対する不満の声もあった。

本稿の貢献は、主に以下の2点である。第一に、「認可保育所の申請世帯」という特定の属性を持つ子育て世帯に属する母親のアンケート調査における大量の自由記述を整理・公開した、おそらく初めての調査研究であるということである。これまでの子育て世帯に対する多くのアンケート調査やインタビュー調査を活用した質的研究は、様々な子育て世帯を対象とした少数調査が対象であったのに対し、本研究の調査対象は大都市圏の特定自治体において同時期に認可保育所申請をした全世帯である。したがって本研究でとりあげる自由記述は、特定自治体という限界はあるものの、直近に保育所申請を行った当事者である母親の記述がほとんどを占めているという点で、重要な資料である。

第二に、本研究は、認可保育所申請世帯の自由記述を家庭・仕事・政策という3つの領域に分類して整理・検証し、とりわけ政策領域における子育て期の母親の葛藤や苦悩を詳しく記述しているという点に独自性がある。保育・子育て政策に関する子育て世帯の母親の自由記述を整理・検証した研究は、著者らの知る限り、これまで存在しない。たしかに、メディア報道や上述したブログ記事やSNSでは、待機児童を中心とした保育政策や認可保育所制度についての母親の不満や苦悩は多く紹介されてきた。しかし、質的データとして、そのような不満や苦悩を一定数以上収集したアンケート調査やインタビューはこれまで行われておらず、その点に

も重要な貢献がある。

本稿は以下のように構成されている。まず2節で、関連する先行研究を概観した上で、日本の保育政策や保育政策に対する母親の苦悩や葛藤について説明する。次いで3節では、本稿の分析で用いるアンケート調査の目的、概要、そして自由記述の概要を説明し、本稿の分析方法を説明する。4節は自由記述の分析結果として、家庭・仕事・政策の3領域におけるアンケート回答者（母親）の記述を整理する。5節は結語である。

2. 背景

2.1. 子育て世帯の母親をめぐる先行研究

子育て世帯の母親の家事・育児やワークライフバランスに関しては、これまでの多くの調査や研究で指摘されてきた。ここでは、母親の家事・育児負担に関する不安・葛藤・苦悩などを取り上げた日本の最近の質的研究（インタビュー調査やアンケート調査の自由記述欄の検証など）に着目して、その知見と特徴を整理する。また本稿は、家庭・仕事・政策に分けて自由記述を整理・検討するため（より詳細な理由については3.4項を参照）、ここではこの区分を用いて先行研究を整理する。

家庭領域を扱った研究として、三具（2007）は、第1子誕生を間近に控えた23組の夫婦へのインタビューをもとに、強いジェンダーイデオロギーに裏打ちされた「合理的判断」という名の下で、妻たちが仕事を辞めて家事や育児を納得して引き受けていく過程を見い出している。また孫（2017）は、5組の子育て中の共働き夫婦をインタビューし、共働き家庭でも家事育児の多くは女性の仕事であり、第1子出産後は妻の働きかけで夫がある程度担うようになって、妻の負担感と夫への不満はなくなるを見出している。伊藤・池田（2019）は、就学前児童の子育て中の男女6人にインタビューし、夫婦がともに性別役割分業を受け入れていることや、女性が家庭での子育て負担感を職場で息抜きすることによって解消していることなどを明らかにしている。

仕事領域に着目した研究として、朴木（2006）はある自治体を対象に子育てしながら働く女性公務員や、同じ職場の年代も性別も異なる同僚に「子育てと職業の両立」についてどう考えているかの聞き取りも行っている。そして、「子育ては母親の仕事」という価値観から職場の誰もが逃れられない実態を明らかにしている。また井上・濱口（2015）は、もともと同じ民間企業に勤務しており、現在も勤務を続けている母親と退職した母親にインタビューし、働きづらさや両立のあきらめ、保守的な労働環境の変革への願いなどを聞き取っている。

これらの家庭や仕事領域における子育て世帯の母親の不安・負担・葛藤・苦悩などについては、Hochschild（1989, 1997）でも詳細に描かれており、また上記の日本の質的研究以外にも、様々な報道・調査・研究が行われてきた。つまり、家庭でも仕事でも、非協力的でジェンダー

バイアスを有する夫・親族・同僚・上司・職場などの様々な「壁」に直面して葛藤する女性の姿は、これまで様々な媒体で描かれてきたといえる。

一方で、保育・子育て支援政策についての母親の声を取り上げた研究は少ない。例えば、安藤・薄井(2011)は10人の子育て中の女性にインタビューし、子育てしながら働くことの困難さを探るとともに、行政への要望を聞き取っている。また濱田(2017)は、草津市内の幼稚園・小学校に通わせる保護者に調査票を配布し、自由記述から保護者の子育て負担感や行政の子育て支援策への期待や不満をまとめている。さらに、家庭・仕事領域を中心とした質的調査や様々な報道でも、保育・子育て政策の不十分さが母親たちの就労の決断の足かせになっていることが指摘されている。しかし、これらの保育・子育て支援政策についての母親たちの声は、これまで明らかにされてきた家庭・仕事領域における母親たちの声の延長上で捉えられるか、あるいは単に政策の不十分さについての不安・不満の声として紹介されるにすぎなかった。

本稿では、このような保育・子育て支援政策領域に関わる母親の葛藤や苦悩を、家庭・仕事領域における母親の葛藤や苦悩とは異なる固有のものと捉えて分類し、検証する。そのために、次項ではまず日本の保育・子育て政策の中心的役割を担っている保育所関係の政策について簡単に整理し、それを踏まえて保育・子育て支援政策における母親の葛藤や苦悩の特徴について検討する。

2.2. 日本の保育政策

認可保育所に子どもを入所させたくても入所させることができないという待機児童問題が、社会的・行政的に取り上げられるようになってから、少なくとも25年が経過している。この問題に国が明示的に取り組むようになったのは、1994年に厚生労働省が「エンゼルプランプレリウド」を発表・実施してからである。そして最初の具体的な計画は、1994年12月に文部・厚生・労働・建設の4大臣合意により発表された「エンゼルプラン」であり、その実現のために、大蔵・厚生・自治の3大臣合意により、1995年から5年間をかけて集中的に保育所を整備するという「緊急保育対策等5か年事業」が策定された。

その後も、様々な計画や対策が導入されてきた。2013年から2017年までの5年間は「待機児童解消加速化プラン」の推進期間であり、約53.5万人分の保育の定員増が図られたが、2018年4月時点の全国での待機児童は19,895人であった。さらにその後2020年度末に待機児童をゼロにすることを目指して、「子育て安心プラン」が進められている。だが、2020年4月時点では待機児童数は前年比4,333人減の12,439人となり、過去最少を更新したものの、ゼロにはなっていない²⁾。

また待機児童とは、保育所に入所申請して入れなかったすべての児童を指すものではない。

2) 2020年9月4日の厚生労働省子ども家庭局保育課のプレスリリース (<https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000678692.pdf>) より。(2020年11月26日最終アクセス)

育児休業を延長した者や、（他に空きがあるにもかかわらず）特定の保育所のみに入りたいと希望した者などは除かれる。そのため実際に保育所に入所申請をして、入れなかった児童（保留児童と呼ばれる）は公表されている待機児童数よりも多い。また待機児童が存在する地域で入所するためには、「利用調整指数」などと呼ばれる保育ニーズの指数に応じて入所選考が実施されるため、共働き世帯であっても、片方が短時間のパート勤務や自営業の手伝いなどである場合は入所が不利である。こういった層には、最初から入所申請することをあきらめている者もいると考えられる。

このような待機児童問題の結果、とりわけ都市部において、保育・子育て政策やそれに関連した行政施策のあり方が、母親の就労、家庭での家事・育児負担、子どもの居場所や発育のあり方などに大きな影響を与えるようになった。そして、「保活」（子どもを認可保育所に入れるための保護者の様々な活動）という言葉で象徴される認可保育所入所を巡る様々なストレス・葛藤・苦悩に多くの保護者（とりわけ入所の可否によって大きな影響を受ける母親）が直面することになり、冒頭で紹介した「保育所落ちた日本死ね!!!」のネット記事が生まれるような事態となった。

2.3. 保育政策に関する母親の苦悩や葛藤

「保活」や「保育所落ちた日本死ね!!!」に象徴される保育・子育て政策についての母親たちの苦悩や葛藤は、これまで、2.1項で言及した家庭・仕事領域における母親たちの苦悩や葛藤の延長上で捉えられるか、あるいは国の保育・子育て支援政策の不十分さについての不安・不満の声として理解されてきた。

しかし本稿で扱うアンケート調査において、保育所入所を巡る母親の自由記述の内容は、家庭・仕事領域における様々な母親の苦悩や葛藤——それらは概ねこれまでの既存研究・調査で指摘されてきたものと似通ったものであった——とは異なる特徴を有しており、かつ単なる子育て支援政策への不安・不満にとどまるものではなかった。すなわち、認可保育所への入所は、母親のライフコースを大きく左右するイベントとして認識されており、その対応は出産前から始まり、そして様々な苦悩や葛藤は、認可保育所に入所できなかった世帯の母親だけでなく、入所できた世帯の母親にも依然として存在していた。

つまり、アンケート回答者の母親にとって、保育政策に関わる問題は、出産前から「保活」後の長期にわたる問題として、常に直面し続けてきた障壁であった。そしてそれは、家庭における夫婦の家事・育児分担の問題や仕事におけるワークライフバランスの問題とは異なる障壁として認識されていた。例えば、出産時期によって入所の可能性が変わることへの不満、育児休業中の保育所探しや就労時間や職場復帰時期の調整の負担、何が正解かが分からない中で手探りで「保活」をする苦悩、入所基準の基準得点を少しでも高くするために自分の働き方を変えざるを得ないことへの不満、入所できずに仕事を辞めざるを得ないことへの憤り、入所でき

でも高額な保育料によって自分の給与が相殺されることによる働く意欲の喪失など、保育政策に翻弄されることの苦悩や葛藤が記載されていた。

本稿の目的は、アンケートの自由記述群を用いて、このような保育政策に関連して生じている母親の苦悩や葛藤を、家庭領域や仕事領域において母親が直面している問題とは異なるものとして抽出することである。また、本アンケートの自由記述においては、家庭領域や仕事領域において母親が直面している問題についても多くの言及があるため、その分類と検証も行う。これらの作業を通じて、日本の都市部の子育て世帯の母親が、夫婦間の家事・育児分担の偏りやワークライフバランスの困難さに加えて、保育政策のあり方に翻弄されて苦悩している実態を本稿では明らかにしていく。

3. データと分析方法

3.1. 調査の目的

本稿では、保育所入所に関して実施した調査の自由記述から、保育所への入所申請を巡る保護者の実態を検証する。この自由記述は、ある自治体で2017年4月の入所を目指して保育所に入所申請した保護者を対象に実施したアンケート調査票に、回答者が記入したものである。

各自治体により、すでに膨大な数の子育てアンケート調査や子育てニーズ調査が行われている。一方で、保育所入所申請を行った世帯に対する保育所申請についての調査や、保育所申請の結果やその影響についてのアンケート調査は、著者らの知る限りでは存在しなかった。そこで著者らは、ある大都市近郊の自治体（A市とする）の協力のもと、2017年4月にA市の認可保育所に入所するために入所申請をし、かつ調査実施時期に継続して市内に在住していた全世帯を調査対象としたアンケート調査（以下、『入所申請者調査』）を実施した。

このアンケート調査結果に基づき、安藤・前田（2020b）では「どのような世帯が保育所に入所できたのか」という観点から分析を行っており、安藤・前田（2020a）では「保育所に入所できた世帯とできなかった世帯では、その後の母親と父親の就業状況や家事育児分担、そして母親の抑うつ傾向にどのような違いがあるか」について検証を行なった。また、前田（2020）では、本調査の自由記述の中から、「保育所の入所を巡る状況」および「夫婦の家事・育児の状況」に関するものを取り上げて検証している。

本稿では、これらの既発表論文では十分に取り上げられなかった本アンケート調査の自由記述群をできるだけ網羅的に整理・検討する。なお本稿で取り上げる自由記述および考察は、前田（2020）と一部重複する部分を含む。しかし、前田（2020）では取り上げられなかったものも含めて、本アンケートで得られた自由記述の情報をできるだけ多く取り上げて、自由記述群の全体像を示す。

3.2. 調査の概要

本調査（『入所申請者調査』）は、大都市圏のベッドタウンであり、いわゆる待機児童問題を抱える人口30~50万人規模の自治体A市において行われた³⁾。調査対象は、A市内の認可保育所に2017年4月に入所するために入所申請をし、かつ調査実施時期に継続して市内に在住していた全2,203世帯である。兄弟ケースは1世帯としてカウントし、末子の状況について質問・調査した。調査対象者世帯の2017年4月時点の状況は、調査対象の2,203世帯のうち入所世帯（認可保育所に入所できた世帯）は1,493世帯（68%）、保留世帯（認可保育所に入所できなかった世帯）710世帯（32%）であった。

調査の実施は2017年10月であり、10月時点の状況について郵送調査を行った。この時期は、アンケート対象者の子どもの保育所入所（もしくは入所保留）の4月から半年たっており、次年度の入所申請が本格的に始まる直前の時期である。10月中旬から郵送・郵送し、返送は同年12月末まで受け付けた。その結果、1,324世帯から返送があり、回収率は約60%となった。回答世帯の1,324人の児童のうち959人が認可保育所に入所しており、入所率は約72%であった。調査対象世帯全体の入所率（68%）とのずれは小さく、本調査による分析には一定の代表性があると考えられる。

また、本調査では「最も子育てに関わっている保護者」に回答を求めている。回答者の分布を見ると、「母親」が1,202人で全体（回答した保護者の属性が明らかな1,318人）の91.2%、次に多いのは「父親と母親」で72人（5.5%）であり、「父親」は17人（1.3%）であった。すなわち、回答者世帯において最も子育てをしている保護者は母親である。さらに回答者世帯の父親の9割以上は常勤フルタイム就労者であった。

3.3. 自由記述の概要

本調査では、調査票の最終ページに「子育てや保育、仕事と子育ての両立や家庭内での家事や育児の分担など、「こうなったらよい」「こうして欲しい」というご意見や提案がございましたら、ご自由にご記入ください」という記載欄を設けた。その結果、入所できた者、できなかった者、仕事を辞めざるを得なかった者など様々な状況の保護者（母親）たちから、自分たちの切迫した状況や子育てのあり方についての記述を多く収集することができた。

回答者のうち、自由記述に書き込んでいたのは651世帯であり、全回答（1,324世帯）のほぼ半数に及んだ。また回答者の9割が「母親」であったことを反映して、本稿で取り上げるのはすべて保護者の女性（ほとんどは母親）によるものである。

自由記述には、「（認可）保育所に入れてよかった」という肯定的意見もあるものの、保育所の入所決定プロセスや入所の可否に関する不安・不満・葛藤・苦悩などに関するものが多か

3) なお本調査は立教大学研究活動行動規範マネジメント委員会の倫理審査の承認を得ている。また、調査票は著者（安藤）のウェブサイトにおいて閲覧可能である。

った。また、家庭での育児や家事の分担についての夫に対する不満、子育てに理解のない職場や社会への憤り、保育・子育て支援政策の不十分さへの批判、子育ての経済的負担についての自由記述も多かった。本調査の調査票は自由記述欄を含めると15ページに及ぶものであり、それにもかかわらず約半分の回答者が自由記述を記入していた。それだけ、訴えたいという思いが強かったと推測される。

3.4. 分析方法

本稿における分析プロセスは、以下のような形で行った。まず、アンケートの全自由記述を著者らが読み込み、自由記述の内容や特徴を把握した。次いで、統計分析ソフトを用いたキーワードに基づく記述分類や追加の読み込みによって自由記述の選択・分類を繰り返した。キーワードにおける分類においては、初期の読み込みに基づいて、「夫の家事・育児分担」、「祖父母の協力」、「仕事との両立」、「子どもの発達・健康」、「保育所への入りにくさ」、「保育の質」、「行政」、「経済的負担」などのトピックごとにキーワードを設定し、そのキーワードの検索条件に合致した自由記述を分類した。その上で、分類した自由記述を読みながら再度分類をやり直したり、キーワード分類では除外されるもののトピックに該当する自由記述を加えたりするなどの作業を繰り返した。

その過程で、本アンケート調査の自由記述には、家庭領域や仕事領域についての記述に加えて、政策領域（とりわけ認可保育所制度）についての記述が多く存在し、そこに大きな特徴があることがわかった。そして、家庭領域や仕事領域の自由記述については、先行研究などでも指摘されている様々な母親の不安や苦悩が表明されている一方、保育政策領域については、先行研究ではあまり明らかにされてこなかった記述も多いことが明らかとなった。

そのため、最終的には、家庭・仕事・政策という3つの領域と、それぞれの領域におけるサブカテゴリに自由記述を分類し、それぞれについて考察を加える形で自由記述を整理した。この3つの領域およびサブカテゴリはやや便宜的なものであるが、とりわけ既存研究と比べて、保育・子育ての政策領域に関する自由記述が多いという本アンケート調査の特徴を生かすことができる⁴⁾。

4. 分析結果

本節では、図1で提示したように、家庭・仕事・政策領域というカテゴリごとに自由記述を

4) なお前田(2020)では、本稿と同じアンケートの自由記述を用いて、(1)保育所の入所を巡る状況と(2)夫婦の家事・育児の状況を取り上げており、取り上げた自由記述やその検証において、本稿と内容に重複がある。しかし、本稿は前田(2020)とは異なる3つのカテゴリで自由記述を分類している他、前田(2020)では取り上げていない自由記述を多く記載している。

取り上げながら、子育てや保育を巡る保護者（とりわけ母親）の不安・葛藤・苦悩などを検証していく。なお本稿の目的の一つは、自由記述の情報をできる限りそのまま記載することであるため、できるだけ文章を断片化せずにそのまま記載している。ただし、自由記述の抽出や整理には著者らによる一定の恣意性がある点には留意されたい。また、個人・世帯や自治体の特定化に繋がりうる個別具体的な記述については一部の表現を削除・改変しているほか、誤字・脱字の修正や可読性向上のための句読点の追加や漢字変換や中略を行っている箇所がある。ただし、それ以外の文章や事実関係の改変はない。

4.1. 家庭領域：家事・育児分担について

家庭領域に関する自由記述の内容は、とりわけ夫婦での家事・育児分担に関する記述が多く存在し、その多くは、父親の家事・育児分担が不十分であることと関連した記述であった。また、父親の家事・育児分担が不十分であることの背景として、父親の長時間労働や子育て支援制度の未活用などが指摘されていた。これらは、とりわけ父親にとっては仕事領域の問題ともいえるが、ここでは回答者の母親の視点から、家庭領域として扱う。さらに職場における子育て支援の活用が母親に偏っているという指摘もあった。これは母親の仕事やワークライフバランスの問題とも捉えられる一方で、家庭内における夫婦間での家事・育児分担についての選択の結果として生じている偏りとも解釈できるため、ここでは夫婦間の家事・育児分担の問題として分類した。それ以外には、祖父母からの子育て支援や子育ての経済的負担一般（保育料などの保育政策に関連する記述は除く）についての自由記述もこの分類に含めた。

全体として、家庭領域の自由記述を、以下の8つのサブカテゴリに分類して整理した。すなわち、①父親の家事・育児分担の不十分さ、②父親の家事・育児分担を阻む長時間労働、③父親の育児休業や家事・育児分担の常識化の遅れ、④男性や父親への意識改革の働きかけの必要性、⑤父親の家事・育児分担による負担軽減の重要性、⑥子育て支援制度の活用への母親への偏り、⑦祖父母に頼ることの困難さ、⑧子育ての経済的負担の重さである。これらのうち、①～⑥は父親の家事・育児分担の不十分さに関連する記述である。

①父親の家事・育児分担の不十分さ

まず、夫の家事・育児分担のあり方や姿勢に対する厳しい意見が多く記されていた（表1）。「父親が家事・育児を手伝う、サポートする」という考え方や意識はおかしく、家事も育児も父親が責任をもって果たすべき役割である、という憤りや批判が多く見られた。また、女性（母親）が働くことが当然となりつつあるにもかかわらず、育児・家事負担が女性中心であることを当然とする風潮への批判もあった。

表1 自由記述の抜粋：父親の家事・育児分担の不十分さ

- 昔と比べると、育児に協力的な男性が多いのかもしれないが、あくまで“昔と比べて”であって女性が期待するレベルに達していない人が多いように思う。“手伝う”のではなく、自分の仕事としてもっと意識してくれるようになってほしい。
- 女性も働く時代なので、女性ばかりが育児・家事をするのはおかしい。これからは男性も育児・家事に参加し、助け合って生きていくのが筋ではないか!!
- 昨年までは働いていなかったのであまり感じなかったのですが、働きだして思うのは、“自分の食べた食器は自分で下げる”など、子どもに見本になるようなことは父親に積極的にしてほしいです。
- 家事を分担していても、うっかり忘れてたりなどの場合、父親はしなないままで済んで、しわよせが母親側に全てくるのが不公平。誰かがやらなければいけない事は結局母親がやるハメになるので、父親にもっと家事でも責任感をもってほしい。
- 家庭内での育児・家事について。男の人が「手伝う」という言葉を使わないようになったら、いいなと日々思っています。
- どうしても男性側は育児に関して「サポート」という意識が強く、共働きでは母親に負担が掛かる。仕事・出産・育児・家事・介護、どこに女性が輝ける余裕があるのか。
- 夫（父親）は残業も夜遊びも自由、独身のときと同じ。子どもと家に居ても自分（夫）はゲームしている。そのくせ家事は一切しない。
- 男女平等と言いながら、女性は外でフルタイムで働いても家でも家事をする。男性は家事は手伝い感覚で外で働くことが大事みたいな風潮はまだ強く残っていて、それがとてもストレスです。
- 家庭での方針などもあると思うが、まだまだ育児と家事は母親の仕事。父親の仕事が重要視され、子どもたちに何かあった場合の対応は母親が全て任う。
- 男性の育児参加が増え、制度も充実してきています。育児を手伝うのではなく、育児のできる男性が増えて欲しいです。
- 子どもを持つ父親は働くことが当たり前と認識されますが、もはや家族を養うためにひたすら働くだけという時代ではないと思います。どう働くのか、どう育児を分担するのか、現代の流れに合う父親の役割を男性が主体的に考えていかなければならない時がきているのではないのでしょうか。
- 共働きである場合、夫婦の立場はほぼ同等であると思うので、家事・育児の分担は半々ぐらいが理想的。働いて、家事をして、育児をして疲れはてて、2人目の子どもなど、作る余裕も持てないのです。

②父親の家事・育児分担を阻む長時間労働

母親たちは、父親個人だけを責めているわけではなく、長時間労働、休みの取りにくさ、仕事先の理解の欠如など、父親の労働環境が父親から育児をする時間を奪い、母親のワンオペ育児に繋がっていることを指摘する記述も多く見られた（表2）。そして、このような労働環境ゆ

えに、子育ての負担が母親一人に強くかかり、次の子どもを産む壁になっていることも指摘されていた。

表2 自由記述の抜粋：父親の家事・育児分担を阻む長時間労働

- 夫が多忙で家事育児への参加ができない。孤独に2人育児をすることが辛いし負担。企業全体が育児に対する理解が欲しい。3人目も欲しいが育児負担を考えると無理である。
- 旦那の職場のサービス残業が長すぎて子供との時間がとれない。飲み会や残業を断ると評価に影響が出るからと断れず毎日1人で子供の世話をしているのでイライラしやすくなった。旦那が転職してくれたら早く引っ越したい。
- 夫が毎日終電で帰宅のため、平日はワンオペ育児です。母の私が送り迎え平日の家事育児1人でこなしています。休日が不定休なので土日私が仕事の時は夫が基本的に家事育児を1人で一通りこなせるので、その点には満足しているのですが平日少しでも私の負担がへれば楽になるのにとっています。夫の業務上のことなのであきらめています。
- 父親（男）側がとにかく休みがとりにくい！ 育休なんでもってのほかとれないし、そういう雰囲気も職場にない。その上、残業も毎日なので98%母親が育児して「ワンオペ育児」になる。夫婦とも1日をこなすのに必死でゆっくり話す時間すらない。家庭内で家事は分担できているが育児分担が出来ていない。朝早く出勤して夜おそいと育児時間が30分くらいしかしていない。
- 社会の男（夫）の仕事先の子育てへの理解（突然の子供の熱が出た時の休み）→当然のように母親側の仕事を休みとなる。育休産休中の父の休みもまとめてとれるようになってほしい。
- 夫の会社の勤務時間が長すぎるため、結局母親の負担が大きくなる。
- 父の休みが取り易くなってほしい。家事、育児がもっと平等であるべき。

③父親の育児休業や家事・育児分担の常識化の遅れ

父親の育児休業の義務化や完全取得あるいは「当たり前」の取得」を望む記述がみられたほか、父親の家事・育児分担が「当然」の社会になってほしいという記述があった（表3）。これらの自由記述は、育児休業などの制度についての記述か、日常的な家事・育児分担についての記述かといった違いはあるものの、家事・育児に父親が関わることは「当たり前」となるべきなのにそうになっていない、という憤りの現れと解釈できる。

表3 自由記述の抜粋：父親の育児休業や家事・育児分担の常識化の遅れ

- 法律で産後1カ月は父親も育休必須にしてほしい。
- 男性ももっと休みをとれて家事育児に参加できるように、社会の体制を変えていってほしいと思う。
- 男性も育児休暇を取れることが当たり前な社会になってほしい。

- 子育て支援とは、父の帰宅時間を早められるような取り組みが必要だと思う。
- 男性が家事・育児に関わるのが当然の社会にする。
- 父親も産休のような完全取得の休暇制度がほしいです。
- 最近では、だいぶましになってきましたが、職場の理解（同じ課内で職と同僚）が必要不可欠なので、男性が家庭内（子育て、家事）の用事で帰宅するのは当たり前にならないと、良くなったとはいいいにくい。

④男性や父親の意識改革への働きかけの必要性

男性の家事・育児分担の常識化が進まないことと関連して、母親が父親と育児や家事の分担を求めて交渉するのが難しいため、社会からの働きかけを望む声も多かった（表4）。「夫の教育が一番難しい」、「わかってくれない」、「あれこれ言っても、あまり学ばない」、「主体的に動いてくれることはほとんどなく、自分でやってしまった方がはやすい」、「今はやってもらいたいとは思わなくなった」などの経験をもとに、夫婦間で話し合う余地が少ないと感じており、したがって、社会や第三者からの働きかけを期待していると考えられる。働きかけの内容としては、妊娠中から産後の母親の気持ちや精神状態を第三者から父親に教えてほしい、父親と子どもと一緒に参加できるイベントを開催してほしい、家庭訪問などで父親に働きかけをして欲しい、中学・高校時代から男子学生に家事を主体的にする教育を与えるべき、保育園の決定通知書に『夫婦の家事育児分担表』を同封する、などの意見・提案があった。

表4 自由記述の抜粋：④男性や父親の意識改革への働きかけの必要性

- 男性の育児参加についての啓蒙活動をして欲しい。
- 家事や育児の分担ができれば、もっと子どもに対して優しくできるんじゃないかと思う。ただ、だんなの教育が一番ムズカしくうまくいかない。だんなをそだてるより子育ての方がよっぽど楽し、楽しいと思える。もっと世の中が家事・育児は分担があたりまえという世の中になってほしい。私が言うだけではきかないので、外からせめてほしい笑。おふろに入れただけで子育てできてると思ってはるので。（もちろんパジャマは用意しないし、子どもをふくのも私、おふろのみものさえ用意しないし、おふろのかたづけも私。）どうにか気づかせる方法はないものかと、、、
- 365日24時間子供と一緒にいる私（母親）は幸せだとばかり言って家事、育児の大変さをわかってくれない父親。誰か第三者の方から育児の大変さ・協力の大切さなど直接言ってくれたらなーと思う。
- 夫は私が子育てや家事について手伝ってほしいことなどあれこれ言っても、あまり学ばない。心に届かないようで、誰か第三者の人が私の意見気持ちを汲み取って夫に伝えてくれたら、少しは届くのかなと思ったりします。
- 父親に、妊娠や産後の母親の精神状態をもっと知ってほしい。子どもの健診を平日でなく、土・日

に行い、積極的に父親が育児など参加できるようにしてほしい。

- 親子で参加できるイベントや、年齢の小さい子が参加できるものを土日にやってもらえると父親がより参加しやすくなるかなと思うので、よろしくお願いします。
- 夫・父親の家事負担を改善するために、広報などで例示したり企画を組んでほしい。
- 家での家事分担 → 中高生のうちから男の子にも家事を教える。「手伝う」ではなく「自分で考えて主体的にやる」を身につけさせたい。
- 母親が子育て、仕事、家事の負担が大きい。父親も家事、子育てに参加するようになっているが平等でない。もっとまわりが家事もするように言うべき。
- 家事・育児の負担は女性の方が圧倒的に重い。我が家では6:4の負担だが、「旦那さんががんばっているね」「旦那さんかわいそう」と言われてしまう。ある会社での取組が紹介されていたが、管理職の男性に、育児中の女性の私生活を見てもらう、というものがあつた。育児の大変さに気付けない男性（夫に理解させられない女性も含め）に、現実を知ってもらう方法として有効なのではないかと感じた。
- 女の人（母親）は無条件に家事も育児もこなすが、男の人（父親）でそれが出来る人は少ない。お願いしたらやっってはくれるが、あくまで“手伝う”というスタンスであり主体的に動いてくれることはほとんどないと思う。私や私の周りの家族もそうだが、夫に家事や育児をお願いするよりも自分でやってしまった方がはやい。もしくは、頼むという行為自体がめんどくさくて、家事も育児も重い負担を担っているお母さんは多いと思う。また、私自身仕事に復帰して、夫と同じ立場になったものの、私の生活リズム（スタイル）は復帰前と比べて180度変わったが、夫も同じように変わったかと言えば、ほとんど変わっていない。共働き家庭の夫が妻と同じくらい主体的に家事や育児をこなしてくれるような社会になったら、もっと妻は働きやすいのになーと思う。例えば保育園の決定通知書に「夫婦の家事育児分担表」（各家庭で完成させて冷蔵庫や壁などに掲示）みたいなのを同封するとか?! 女の人とはなかなか自分から言い出しにくくても、そういうのをきっかけに、夫婦で話し合える機会がもてるかもしれないですしね。
- 自営である夫が全く休めない、実両親は遠方、義両親が要介護の為、病児保育がないと、病気によっては長期間仕事を休むことになるのが困る。家事・育児の分担は特に話し合ったことがなく、今はやってもらいたいとは思わなくなった（過去は腹立つことも多々あつた）が、もしできるなら男性（お父さん）と子供のイベントを企画してもらい、家事・育児の分担のことや一緒に遊ぶことの楽しさなどを、やってもらえたら、その間女性（お母さん）が1人時間を持てたり、分担のことを話し合いやすくなるように思う。

⑤父親の家事・育児分担による負担軽減の重要性

父親が家事・育児分担を担うことによって、母親にゆとりができるはず／できた、との記述も多かった（表5）。夫による家事・育児分担が十分でないことによる負担感や、逆に分担がある場合の負担軽減の大きさについての記述などがあつた。なお男性の育児休業取得者は、今回のアンケートで確認できた範囲では6名であり、保育所に入れなかったために父親が仕事をやめて専業主夫になったという自由記述が1件あつた。

表5 自由記述の抜粋：父親の家事・育児分担による負担軽減の重要性

- いつも夜は父不在ですが、週に1日-2日早く帰ってきてくれるだけで母子共にもっとハッピーになれるのになあとと思います。
- 男女（夫婦）ともに、フレックスタイムや時短勤務などの制度が利用できると両立は難しい課題でなくなると思う。
- 子の父が残業などや休日がきちんととれることで子育てはずいぶん楽になっていくと思います。早く子育てが本当の意味で父母分担される時が来ることを願っております。
- 女性（母）一人で、子育てをするワンオペ育児では、二人目、三人目が考えられないので。育児をする父親同士の交流の場が最近増えてきつつも、やはり少ないように感じる。
- 男性の育休推進、残業規制、男性の職場の理解等、夫の帰宅が早くなると、ワンオペ育児でも少しは楽になります。
- 昨年他の県から転居してきたが、保育所に入れず夫が育休→認可外→小規模保育→3月で出ないといけなくて保活中……と、生活が安定しない。企業は女性の働きやすさ（時短など）ばかり充実させているが、うちのように夫が育休を取ってくれるのが最も助かるのであり、子を持つ男性の働きやすさ改革に力を入れるべきだと思う。
- 異性側の仕事が週2日でも決まった曜日は早くおわり、保育所等おむかえ出来れば、女性も仕事を出来るし会議も出れるし、かなり残業して満身に働けると思う。育児も家事も仕事もしなくてはならず全て中途半端になり、モチベーションが下がる。結局パートにしてもさらにモチベーション下がる。
- 1人目の子が現在8歳で育歴8年の者ですが、やっとここ数年でパートナーと家事・育児の分担を気持ちよく出来る様になったと思います。1人っ子ならもっと早くこうなっていたかもしれませんが、ここまで時間がかかるのは、お互いがこうあるべきという勝手な考えがあったからかもしれません。母親はとにかく家の中で忙しいですから自分の気持ちを素直に伝える余裕さえなく、伝えようと思った時には怒りとしてパートナーを責める結果になりがちです。公共のサービスを利用すれば良かったのかもしれませんが、たまに目にする残酷なニュースにそんな気は起らずますます家に閉じこもってしまっていました。安心して子どもを預け、母親が自分と向き合える時間を作れる社会になれば夫婦仲も良くなり子供の幸せにもつながります。安価で安心して利用できるサービスの提供を求めます。

⑥子育て支援制度の活用は母親への偏り

育児と仕事の両立を支える制度が充実してきている一方で、それらの子育て支援制度の利用が、父親ではなく母親に偏っていることに対する憤りや不満もあった（表6）。これらは、仕事と子育ての両立支援制度そのものが「母親が制度を利用して子育てすべき」という性別役割分業を強化しているのではないかという懸念と解釈できる。また、この制度利用の偏りは、母親を雇用する職場や会社への負担の偏りであるとの指摘もあった。

表6 自由記述の抜粋：子育て支援制度の活用の母親への偏り

- 子育ての制度が整うほど、子育てと家事の負担が女性によりふりかかってくるように感じることもある。“早く帰宅できるから、家事ができて当然”など……。
- 現在父母共にフルタイム就労をしています。共に従業員1万人以上の大企業に勤めており、育児に配慮いただいておりますが、母に比べ父に対する配慮が足りず、母の就労（キャリア）に影響を与えざるを得ないことが日常ほとんどです。男性に対する育児の配慮を企業に義務化するレベルで日本の風土を変えていくことはできないか、今後をそうするべきではないかと思えます。子供を持つことで父母どちらかが何かをあきらめなければならない国は少子化の流れはとめることはできないのではないかと考えます。
- 私たち夫婦は2人とも比較的小規模な事業所に勤めていますが（勤務先は別々）育休をとるのは女性ばかり。女性を多く雇う職場にダイレクトに負担がかかっており不公平に感じます。育休を取得者のいる事業所とその配偶者を雇用する事業所とで負担を分担する（代替要員確保のコストに負担するとか？）方法があればいいのと思えます。

⑦祖父母に頼ることの困難さ

祖父母に子育てを頼ることに関する自由記述も散見された（表7）。内容としては、祖父母に負担をかけることに対する申し訳なさ、祖父母の体力的負担の大きさへの憂慮、高齢者の就業が増える中で祖父母の助けがないと働き続けられないような社会や行政のあり方はおかしいというものであった。また、2人の子どもを認可外に預けるのは保育料が高すぎるため、病気の祖母に頼っているとの記述もあった。

表7 自由記述の抜粋：祖父母に頼ることの困難さ

- 土日（祝）中心に働かないと収入が満足にないので保育所は土日祝も預けられて平日好きに休めるようにして欲しい。結局近くの祖父母をたよらないと働けない社会なのでたいへん困る。病気になったとき体力のない祖父母に預けると祖父母も体調をくずすし自分は仕事を休めなかったりする。働かなくてもいい補助もなく働かないと貧しいレベルでしか生活出来ないからやっぱり働きたい。
- 祝日に祖父母に預けることは祖父母も体力に不安があるためできない（子供2人）。
- 時間的に送迎不可の為、母方の祖父母に毎日送迎してもらっており、祖父母に負担をかけたし、子供もさみしがっていた。もっと共働き世帯が安心して働ける（子どもを預けられる）環境を作ってほしいです。
- 祖父母のいる家庭が全員、祖父母に子供を預けられると思っているような育児計画、子育ての行政はやめて欲しい。自営業で自宅兼店舗だから子供を見られると思うのなら、それにできるよりフォームするお金を出して下さい。
- 年金支給開始が引き上がり、高齢でも働いていることが珍しくなくなっているのに、また働いていないとしてもそのような方がそうそう乳幼児の世話ができるほど体力があるとも思えないのに当然のように祖父母を頼ることを優先させる姿勢には甚だ疑問です。

- 祖母は病気のため、手足のしびれがある中、孫のためにと頑張ってくれていますが、毎日負担をかけてしまっています。認可外に預けることも考えましたが、姉妹での保育料の減額免除がないのでやめました。

⑧子育ての経済的負担の重さ

子育ての経済的負担に関する自由記述も多く、ここでは、その中から保育所の保育料には直接言及していない子育ての経済的負担一般についての記述を紹介する（表8）。経済的負担から、気持ちが暗くなる、生活が苦しい、2人目、3人目を考えることが難しいなどの記述があった。また保育所に入れず就労できないため、経済的に大変であり、働ける人とそうでない人の経済格差が多いという意見もあった。なお、保育所の保育料や医療費負担、様々な公的助成の所得制限への不満などについての自由記述は4.3項と4.4項で取り上げる。

表8 自由記述の抜粋：子育ての経済的負担の重さ

- 子供は欲しいが経済的に難しい部分と年齢的なものから希望が持てません。
- お金が全てではないけれどやっぱり経済的負担は重くのしかかってきて家庭の雰囲気や人の気持ちを暗くしてしまいます。正直子育てってお金かかる。
- もう少し時間的・金銭的余裕があれば第3子を望む気持ちもある。
- 数時間しか勤務できず経済的にも毎月ギリギリの生活です。
- 子供が多いとその分、病気で仕事を休まなくてはならない日が多くなる＝収入が減る。
- 女性の社会進出を推進しているけれどやはり育児と仕事の両立は難しく思う。かと言って家庭におさまるとなると収入面で不安です。主人の給料だけでは生活できません。本当は2人目が欲しいけれど子供を1人養うのにいっぱいいっぱい、2人目を養えるのか不安。

4.2. 仕事領域：ワークライフバランスについての苦悩

仕事領域については、母親のワークライフバランスについての自由記述が多く存在した。その記述内容は多岐に渡ったが、子育てに対する職場の無理解、仕事と子育ての両立の難しさなどに関する内容が多かった。また、非正規就労の理不尽さについての記述もあった。なお、育児休業や保育所申請と関連づけた雇用や就業についての自由記述も多くあったが、それらについては4.3項で取り上げる。

ここでは、仕事領域に関する記述を以下の5つのサブカテゴリに分けて整理する。すなわち、①子育てへの職場の無理解、②短時間勤務でも難しいワークライフバランス、③子どもの病気と仕事の両立の難しさ、④育児休業が取得できない非正規労働者、⑤様々な人が働きやすい社会の必要性である。

①子育てへの職場の無理解

育児休業が取得しづらい、あるいは取得できても復帰後に職場の無理解に苦しんでいるという記述が多く見られた(表9)。例えば、育児休業から復帰後、保育園が休みの日曜などにシフトに入る職種への異動となり、仕事を辞めることになった人もいた。また、復帰後に上司の理解がなく肩身の狭い思いをしている人や、子育てとは両立しがたい職場から転職したいにもかかわらず求職活動することが難しいという人もいた。子育てに理解のない職場を変えたいものの、転職活動のために仕事をやめると保育所を退所しなければならないリスクもあり(無職の状態でも在園できるのは3ヶ月までである)、一方で現在の仕事を続けたままだと転職活動をする余裕はなく、身動きがとれなくなっている様子が伺えた。

表9 自由記述の抜粋：子育てへの職場の無理解

- 小学校にあがるまでは精神的にも肉体的にも子育ての負担は多いので子育て世代が当たり前フレックスで働き、収入の保障もされなければ生産人口は減る一方だと強く感じます。女性も将来のことを考えると働きたいと思っている人が多数であるだろうけども幼児期の子育て負担が大きいために一時期働くことをあきらめている方も多はずです。もっともっと子育てや介護世代、これに限らずどの世代もその家庭や事情に合わせた働き方を受け入れられる社会でないといけなくて強く感じています。
- 異動自体はいいのですが、それまでの業務内容や勤務形態とは違っていたので(事務系→販売、日・祝休→シフト)復帰前に何度か伝えていたにもかかわらず、異動先では何の情報共有もされず、自分の最低限の要求(保育園の無い日・祝の休み希望、子どもの行事、急病による欠勤)も「社会人としてどうか」と言われ、その職場にいらなくなり、退職にいたりしました。大卒から今まで勤めてきた会社を退職となり、とてもつらい思いをしました。(今はパートを見つけ、自分のペースで働けていますが、「会社員」という立場はもう戻りません。)世の流れは「働き方改革」となっていますが、まだまだ人の気持ちはおいついておらず、結局そういう子育てにあまり理解のない人が世代交代しない限り完全によくなることはないのかと思います。一定の育休取得者が在籍している事で何かメリットがあるようにしたら、育休をとる人が煙たがられることは減るのではないのでしょうか(事業所が各部署への手あてなど)。育休者が在籍すると「おにもつだ」と考える上司、経営者が多いので(悪くない、当然の考え方ですが)そう思いました。
- 2人目を産むには転職が必要だと考えていますが保育園の預かり時間ギリギリまで仕事をしており、転職活動が困難です。退職後90日間次の仕事が決まる保証はなく、保育園退所のリスクを考えると退職にもふみきれず2人目をあきらめるか悩みます。
- 仕事と子育ての両立について……教えて欲しいです。5月から育児休暇を終えて、復職したのですが職場の上司の子育てに対する理解があまりなく、子供が病気で休むたびに、とても肩身が狭く、働き辛さを日々感じています。
- 子育てしている人へのまだまだ理解のない会社で働いているので休みにくかったり職場へ子どもの体調でむかえの連絡が心苦しい日常です。もう少し理解のある職場へ転職しないといけなかせつかく10年以上働いてきたのですごく悩みます。

- どこの仕事場でも育児休業が取れるわけではないので、妊娠すると辞めなければならないことが多い。そして新しい職場を探す、子供がいることにより、受け入れてくれる所はとても少ない。もっと子育てをする母親が働きやすい職場が増えて欲しい。育休を取りやすくしてほしい。
- 女性が社会に出ていくことがあたり前になりつつある現在でも、職場では育児と仕事を両立できるような環境には全くなっていないのが現状です。家庭に仕事を持ち帰り、四六時中仕事のことが頭から離れず……。特に女性のみの職場では女性ならではのねたみやイジメがあり、両立できる環境にはなかなかかなりえない。
- 仕事と子育ての両立のための「仕事」については、職場の人の理解と協力が必須だと思います。
- 男性社会の枠組みの中で、女性の理想の暮らしを手に入れるのは難しいと思うので、全く違う価値観で仕事・生活の区別なく生きていけたらいいなと思います。夫がわき目もふらず働いてくれるからこそ、女性はリスクがあっても挑戦できる。その思いから小さなベンチャー企業に転職し子連れ出勤や在宅勤務を交えながら、快適に働きはじめました。

②短時間勤務でも難しいワークライフバランス

短時間就業で仕事を続ける母親たちの自由記述も多かった(表10)。制度が整っている会社では短時間勤務が可能であるが、実際に短時間勤務者になると職場で嫌味を言われたり、肩身が狭い、実際に短時間で帰るのは難しいという記述があった。また、短時間勤務と責任ある立場の仕事の両立は難しいという記述もあった。育児を理由に仕事の負担を減らしているケースにおいても、引き続き責任ある仕事を続けているケースにおいても、仕事と子育ての両立の難しさを感じていることが伺える。短時間勤務であってもギリギリの状態ですべてを両立するのに疲れ切っているという記述や、短時間勤務による給与が育児休業手当よりも低いという記述もあった。

表10 自由記述からの抜粋：短時間勤務でも難しいワークライフバランス

- 仕事と家庭の両立はなかなか大変です。私の勤務する会社では制度は整っていますし、実際に制度を使っていますが、子育て中や時短ということで嫌味をいわれることもあります(おそらくどこの会社でもあると思います)。結果、時短といいつつ、定時まで働いている日も多く、もっと子育てに理解のある社会であってほしいなと思います。
- 短時間勤務で就労していましたが、制度は充実しているものの、やはり短時間では帰宅するのは心苦しくなる職場の雰囲気であったので、半ば強制的に3歳未満の子を持つ親は短時間勤務しなくてはいけないという制度を作してほしいです。(もちろん働きたい方は例外的にOK)。
- 現在、時短制度を利用して勤務しているが、現状時間通りに退社する日はなく、保育園の迎えに余裕のない状態である。非正規雇用への転職を考えるものの、二人目の妊娠を想定すると、育児休業の取得が困難な可能性が高く、今の子どもの退園も考えられるため、ジレンマを抱えているところである。早く退社することへの後ろめたさが少なくなり堂々と育児時間を確保させてもらえるようになればいいと思う。また、復帰前と変わらない責任ある立場にあることは想像していた以上に厳しく、ありがたいことではありながらも負担も大きく感じる。女性のキャリアとして、非正

規 → 正規への雇用形態の変更などがもっと柔軟になればと願うところ。贅沢かもしれないが、今は育児にも時間・労力をかけ、後々バリバリ働くというのが理想である。

- 会社では時短制度があり、仕事と子育ての両立は何とか計れるものの、昇格と子育ての両立は厳しい気がしています。
- 私自身産休・育休を取得し、復職後も部分休業制度を利用し普段はフルタイムより短い時間の就労としています。「子育て」のためだけでなく、全体としての労働環境の整備が必要です。
- 認可外保育へあずけ仕事に向います。色々な制度があるにはありますが、実際ふり分けられた業務が時短勤務内で終わるはずもなくギリギリのところまで帰宅し子を迎えに行きます。もちろん延長保育です。費用も重なり職場でも時短勤務の割安な給料で、何の為にはたらいっているのかよく分からなくなってきました。女性の社会進出と声高らかな時代で、それにそった制度も充実してはいませんが、実際働きながら子育てしていると何だか疲れてきました。何か良い意見が言えたら良いのに何を書いたらいいのか。ただの愚痴しか書けません。すいません。
- 迎え時間の関係で時短勤務(120分時短)をしているが、その今の給与より、育児休業取得中の手当の方が多いことに気づいた。頑張ってるのに虚しさを感じてしまう。

③子どもの病気と仕事の両立の難しさ

子どもの病気と仕事との関係についても多くのコメントが見られた(表11)。病気や熱があるときに保育所で預かってもらえず仕事も休めないときに困る、子どもの風邪のために頻りに仕事を休むと職場で肩身が狭い、子どもの病気などによって親の休みが多くなると有給休暇もなくなってしまい欠勤扱いになる(看護休暇を適切に取得できているかは不明である)などの記述があった。また子どもの病気の際の対応においても、共働きなのに父親よりも母親により負担がかかることや、それを職場・会社・社会が当然と考えていることに対する憤りがみられた。

表11 自由記述の抜粋：子どもの病気と仕事の両立の難しさ

- 子どもが病気や熱があると保育所では預かってもらえず、仕事が休めない時は本当にこまりました。
- 子どもが風邪を引いた際、仕事を休まなければなりません。(いつもより早くお迎えに行く等こちらも少しは協力します) そういった意味で子育てと仕事の両立はむずかしく、肩身がせまいです。
- 保育園での行事や病気などで仕事を休むことが多く有給も足りず欠勤となってしまう。
- 一番困るのが子どもが急に病気になった時。「実家の援助がうけられない世帯はフルタイム勤務で子どもを産んではいけないのかな、…」と時々かなしくなります。
- (病児利用等も含め)病児保育が可能になればもっと仕事に負担なく(職場でのイヤミに合わずに)両立できると思う。男性(父側)も子育て参加できるような職場&社会環境、給与保障制度があれば、子どもの将来不安(教育費問題)も少しは解消されるのにとおもいます。

- 共働きだと、いつも母親が休む必要があります。“子どもが風邪や病気の時は母が休む”という事があたり前の様に思っている会社が多いように思います。
- 仕事と子育てを両立させていくには働き方の選択肢がたくさん増えること（日数や時間帯）。子供が病気になった時には、できるだけ側にいてあげたいので職場の理解、すぐに預けられる療養保育の増加。

④育児休業が取得できない非正規労働者

非正規雇用者の場合、育児休業制度や短時間勤務などの制度利用が難しい場合もあり、非正規雇用者の待遇改善を訴える声もあった（表12）。二人目を考えているがパートなので育休・産休がないという指摘や、パートなので妊娠・出産すると退職になり、子どもも保育所を退所せねばならないという悩みが記されていた。

表12 自由記述の抜粋：育児休業が取得できない非正規労働者

- 二人目を考えていますが、パート故、育休、産休がありません。
- 今後2人目の希望をしていますが、パートのため育休がもらえない→退職→子供の保育園退園と考えると2人目のタイミングをすごく悩んでしまいます。妊娠による仕方の離職に関しては、産後1年で働くことを条件に子供が退園にならない制度を作ってほしいです。
- 非正規採用であっても利用できる育児支援制度。子育てをしていない人にしわ寄せがいかないような体制作り。社会全体で子供を守るや子育てをする意識。

⑤様々な人が働きやすい社会の必要性

自分たちの現状についての記述や意見だけでなく、社会全体の働き方が変わることを望む記述もあった（表13）。子育て世帯に限定しないすべての人のためのフレックスタイムや有給休暇取得の浸透、男女ともに仕事・家事・育児を楽しめる社会づくり、男性が育児に参加しやすい制度・意識改革、正規・非正規雇用の格差の是正などの提案があった。

表13 自由記述の抜粋：様々な人が働きやすい社会の必要性

- 育児のためと限定せずにフレックスタイムの導入や有給休暇の取得促進がされれば母親も仕事と子育ての両立ができて父親も家事や育児の分担を増やせると思います。育児のためだけに制度をつくっても母親しか利用できなかったり、利用できても職場から迷惑に思われるのが現実なので誰でも利用できて育児をする人にも有効な制度が理想です。
- 男性だけの給与で一生安泰な時代は終わってしまったので、日本全体で何か良い取り組みができれば、男女で仕事、家事、育児を全力で楽しめていくのかなと思います。
- 男性が育児に関わりやすいような制度・意識改革。

- 同じ時間、またはそれ以上働いても正規より非正規の社員の方が給料が低く、子供も長時間保育所に預けることになり不公平を感じることもある。ゆとりを持った子育てができるように非正規社員の給料がもっと上がって短時間労働でも生活が成り立つようになってほしい。

4.3. 政策領域1：認可保育所制度についての苦悩⁵⁾

政策領域に関する自由記述としては、保育所の利用調整制度に関するものが最も多く、次いで保育料についての記述も多かった。したがって、ここでは利用調整制度と保育料を中心とした認可保育所制度についての自由記述を整理する。なおここで利用調整制度とは、「利用調整指数」などと呼ばれる入所申請世帯ごとの保育ニーズの指数に応じて、自治体ごとに申請世帯の入所選考や保育所割当を行う仕組みである。A市の利用調整制度の詳細については安藤・前田(2020b)を参照されたい。認可保育所制度以外の保育・子育て政策に関する自由記述は次項で整理する。

ここでは、以下の13つのサブカテゴリに分けて自由記述を整理する。すなわち、①入所できないことによる不本意な退職や非正規雇用、②育児休業延長後に入所できずに退職、③入所の可否が判明するまでの強い不安感、④入所の可能性をあげるための不本意なフルタイム勤務、⑤自営業者・非正規雇用者・求職者の入所の不利、⑥利用調整指数の加点に対する工夫や不満、⑦子どもの出生月による入所の不利、⑧「3歳児の壁」の問題や不安、⑨入所のための不本意な育児休業の切り上げ、⑩高額な保育料、⑪多子世帯の高額な保育料負担、⑫幼稚園や認可外保育施設の高負担、⑬保育所への要望や感謝である。①から⑨まではすべて保育所の利用調整制度に関するものであり、⑩と⑪が保育所の保育料についてであり、⑫は認可保育所を利用できなかった場合の保育サービス負担についてであり、⑬は保育所に対するその他の要望や肯定的記述である。

①入所できないことによる不本意な退職や非正規雇用

認可保育所への入所がかなわず、仕事をやめざるを得なかった、あるいは正規雇用からパート・アルバイトに転ずることになったとの記述があった(表14)。仕事の継続や正規社員としての雇用継続を望んでいたが保育所に入れずに叶わなかったという記述や、自営業者として働き続けることをあきらめたという記述があった。また、全体の中では少数派であるが、母親ではなく父親が退職したというケースもあった。

5) 本節および次節で取り上げる自由記述および考察は、前田(2020)ですすでに一部が取り上げられている。ただし本稿では、前田(2020)では紙面の制約で取り上げられなかった自由記述を追加的に記載し、また記述を大幅に書き換えている。

表14 自由記述の抜粋：入所できないことによる不本意な退職や非正規雇用

- 転勤（夫）からA市に戻って妊娠がわかり、半年間しか働けず、育休もとれず、転勤前もはたらいていたのにすごく不平等感を感じた。別に仕事をやめたくないけど、やめる以外の選択肢がなかった。育休の人はお金が支払われるし、保険も優遇され、なかなか……。そして、次に働くところを見つけるのが、保育園が決まらないことには、なかなか決まらない状況で、転勤族の妻は働くなどということなのか？ そういう人こそ先に保育園に入れるような仕組みがほしい。
- 自営業だからと時間や休みがカクホできるわけではないですよ？ 自営だからこそ仕事に穴をあけると職をなくします。もう少し共働きの家庭に優しければと思います。まー、もうあきらめましたので、母である私は仕事を今年度で辞めます。今まで頑張って仕事をして市民税もおさめてきましたが、この様な結果になって残念です。
- 保育所に入れなかったので仕事を辞めました。
- 保育施設がもっと充実していれば（保育園に入れていけば）正規社員として働く事が出来ました。でも専門職のキャリアを生かしたいので何とかパートで仕事を続けています。
- 昨年、保育所に入所できなかったことで、正社員の道をあきらめざるを得なかった。たった15分働けないことで、アルバイト勤務になった。収入や業務内容は激変したし、今後正社員に戻れる見込みも分からない。時短勤務が法律で、小学校入学まで使えたり、フレックスタイムが使えたら、そのまま正社員として勤務ができたのに……と思う。また待機児童が増えているが、実際に入所できるのは短時間扶養時間のパート世帯だったり、0歳児～入所さえすれば、パートであっても入所できたり、兄弟がいれば、平日休みに子どもを保育所に預けて、自分の時間をもてる人が入所できたりと、理解できない。今も幼稚園に預けてフルでパートしているが、預かり時間も短く、休みも多いため、仕事の両立は難しい。
- 仕事も辞めたくなく、保育園も生後8週で入れる園も見つからず主人と話し合いをし、主人に仕事を辞めてもらい、私は仕事復帰しました。産後8週での仕事復帰、フルタイム、忙しい仕事でしたが、私の方が主人より収入もあり、仕事を辞めたくはありませんでしたので、無理して働きました。

② 育児休業延長後に入所できずに退職

保育所入所できず待機児童になり、育児休業延長したものの、それでも入所できずに退職せざるを得なかった母親の記述もあった（表15）。アンケート調査対象者が入所申請した1年後の2017年10月1日より、保育所に入れず待機になった際の育児休業延長期間は1年半から2年まで延長できるようになった。しかしこの回答者たちは、延長期間終了後に入所できず、仕事を辞めざるを得なかった。

表15 自由記述の抜粋：育児休業延長後に入所できずに退職

- 育休延長をし、保育所待機していましたが、結局入れず、延長も終了し仕事を辞めざるを得ませんでした。共働きできないと、生活、今後の子供の学費が心配になる現状で、どのようにしたら保育所に入れるのか、教えてほしかったです。
- 1年6カ月の育児休業も終わり、会社は職場復帰を待ってはくれず、退職をせざるを得ませんでした。

た。保育所に入れなかったら、仕事を辞めるしかない現実が悲しいです。。。近所では保育所に入れる人もいるのに、なぜうちには入れないんだろう……という疑問をここ数年抱いています。今、上の子が3才で来年少幼稚園、本人は1才の状況で、幼稚園に行くを送り迎えもあるので、なかなか仕事に就くという事とは遠ざかってしまうのが、自分のキャリアとして、残念であると同時に、将来の教育資金等について、不安にもなります。親（女性）が仕事に就きやすい環境をもっと整えていただきたいです。

③入所の可否が判明するまでの強い不安感

認可保育所の入所審査結果を待つ間の心理的な負担感が強く、育児休業中も継続的にストレスや負担を感じていたとの記述が見られた（表16）。通常、新年度における保育所入所を目指して、前年度の10月から入所申請を行う。しかし、入所できるかどうかは1月末から2月ごろの自治体からの通知が来るまではわからない。結果的に保育所に入所できた人においても、復職できるのかどうかはそれまではわからず、その間に大きな不安やストレスを感じたとの記述がみられた。

表16 自由記述の抜粋：入所の可否が判明するまでの強い不安感

- 保育園入園までの不安感はどうにかして欲しいと思った。役所の人は事務的にとというのが頭では理解できているが、やはり精神的に大きく影響（入園できるか否かによって働けるかどうかが決まる）するので、その問題をどうにかして欲しい。
- 育休中や産前ですら、保育園に入れるのか、仕事に復帰できるのか、不安の中で過ごさざるを得ませんでした。
- 昨年2月認可保育所（4園）に落ち、そこからあわてて認可外の見学・申込みに行きました。通える範囲を考えて7～8か所は回りましたが、「10人～20人待ち」「おそらく無理」とことごとく断われ、3月中旬に最後に見に行った認可外にすべり込みで入所できました。その後、認可から内定通知が来て現在は認可に通っています。正直、今やっと落ち着いて保育所に通って、私も仕事に行っています。入りたい保育所に入りたいタイミングで入り、仕事復帰できる世の中になればいいなと切に願います。
- A市は職場復帰のために保育所を利用したいと思っても利用できるかどうかとても不安で育児休業中に精神的に不安定になり子どもに当たってしまう事もあります。育児休業中とてもつらい。

④入所の可能性を高めるための不本意なフルタイム勤務

保育所に入所するために、やむをえずにフルタイム勤務を選択せざるを得なかったという記述が見られた（表17）。保育所の入所選考にあたっては、保育ニーズを判定し、それに応じて入所指数が計算され、指数の高い人から入所することになる。その詳細な計算方法は自治体によって異なるが、A市を含むほとんどの自治体では、両親の週の就労日数が多く、一日当たりの就労時間が長いほど指数（基準指数）が高くなるように設定されている。したがって、保育

所入所の可能性を高めるためにはフルタイム就労は重要な要件となる。そのため、勤務先の制度で短時間勤務制度や部分休業制度などがあっても、それを利用せずにフルタイム就労を選択するしかなかったということである。実際には、入所申請時はフルタイム勤務と申し、保育所入所が決定してから短縮勤務などを選択することも可能であるが、すべての世帯がそのような選択ができるわけではないことが伺われた。

表17 自由記述の抜粋：入所の可能性を高めるための不本意なフルタイム勤務

- 母親の職場の制度として部分休業（フルタイムではなく7時間 or 6時間就労 etc……）や育児短時間勤務（週5日ではなく週3日 etc……）など勤務形態は選択できるということだが、保育所入所に係る点数や勤務先の他の人との兼ね合いで結局は、これらの制度を検討していたがフルタイム就労を選択せざるをえなかった。
- 家事と仕事の両立をするために時短をとりたいが、そうすると、点数が低くなってしまいますので8時間/日以上働かざるをえない。フルタイム正社員で働くのも時短正社員で働くのも保育の必要性としては変わらないので、そこで点数の差をつけるのは厳しい気もします。
- 職場に子育て支援の体制がととのっていてもそれを利用すると（育児短期時間制度）保育所に入れなかったため結局フルタイムで育休から復帰することになった。

⑤自営業者・非正規雇用者・求職者の入所の不利

正規雇用者としてフルタイム勤務する者や育児休業取得者が有利になる現在の利用調整制度への不満や不公平感についての記述も少なくなかった（表18）。自営業・自営業手伝い・非正規雇用・求職中だと、育児休業を取れないにもかかわらず入所も不利になることや、働きたいのに働けないことへの不公平感や憤りなどが記されていた。

表18 自由記述の抜粋：自営業者・非正規雇用者・求職者の入所の不利

- 父：自営業、母：自営手伝いの為認可の保育園への入所が難しく、無認可の保育園へ入所していません。
- 私は国家資格者として自営業を営んでいるのですが、仕事と子育てを両立させる為、出産後も育児休業を取得する制度すら無い中で、お客様にご迷惑をかけては申し訳ないとの一心で、生まれて日も浅い子を連れ職場に行き、授乳しながら仕事をし、仕事量を以前の様にこなせない分、寝る間もなく過ごしてきました。にもかかわらず、育児休業を取得している人（育児に専念できる人）に『加点』が〇点もあり、ちょうどその差で第1次入所はできないとの通知を受け取りました。“保育園にはいるまでは！”とボロボロになりながら必死で仕事と育児を両立しておりましたので、この通知を受け取った時は国の方針に対して悲しくて涙が止まりませんでした。
- 個人的なことになりますが、自分が育った地域は農業が主要産業であったため、子どもをもつ母親が働くことは特別なことではありませんでした。自分が母親になったときも、自然に「働きたい」と考えていました。しかし、昨年、保育所入所のために大変な苦労を経験し、なぜこんなに働きにくいのかと悩みました。私は非常勤の仕事に複数従事していますが、私を含め多くの非正規雇用者

働者には育休や産休の制度が十分でないことは周知の事実であるのに、保育所入所は正規雇用者と同列に扱われることも疑問でした。納得がいかない部分がありましたが、仕事に就きたいという希望を持ち、それをA市で実現させたいのであれば仕方がないと思うほかありませんでした。

- 早く働きたいけど、保育所は入れないし、認可外も一時保育も近くにない。育休など手当がもらえる人が優先的に保育所に入れて仕事もできて、やむをえず仕事をやめて早く働きたい人が後まわしなんて不公平だ。
- 仕事を始めたいと思って求職中の子供の預け先がなく去年は保育所の申請をしましたが、全く叶いませんでした。ぜひ現状の待機児童数以上の保育環境の整備をお願いしたいと思っています。
- 求職中であっても、市認可保育施設を利用できると良い。(現在、求職中でも申請可能だが実質的に就業開始していないと市認可の保育施設に入所は不可能と思う。)認可保育施設の一時預かり、もしくは認可外保育施設を利用しながら(高価です)実質的に就業開始していないと、市認可の保育施設に入所ができない現状を改善して欲しい。
- 求職中の人は、ずっと保育園に入れなくて(待機児童)。仕事が決まると保育園に入れなくて、仕事場の立場からしたら、保育園が決まると就職内定とはできない。その辺が矛盾していると思う。産休をひっぱってひっぱって意味もないのに保育園いれてる人なんていっぱいいるのに(その後やっぱり休めたり)本当に働きたいと思っている人達は全然働けない。今はまた妊娠したため保育園希望は辞めているけど、3子が産まれて働くまでに時間がかかると思うと(保育園入れないため)お金の面で不安になってくる。どの辺が少子化対策なのかわからない。1子だけで保育園預けてずっと仕事つづける人の方が「えらい」世の中の定義になってる。
- 保育所に入所希望している人が皆、入所できるようにしてほしい。少なくとも絶望的でない程度に改善してほしい。産休育休のとれない職場で、2子を妊娠したのを期に仕事をやめ、せめて産前産後の数週間だけでも上の子を保育園に入れられたらどんなに楽だったか...と思う。頼れる親も近くにおらず、夫も長期不在の中、目の前がまっくらになった。上の子にもたくさん迷惑をかけた様に思う。市の(特に保育所関係について)何も期待してはいけないのだと思った。本当にしんどかった。
- 少子化で3人も生んでも負担が大きい。できることならばもう1人ほしいところだがメリットがなくふみとどまる。(略)お金に困る、働きたい、子ども預けられない、お金はなくなる一方、子どもにイライラさせている状況を作っているのは市や県のせいだと思う。何年も保育園に入れてくれない。祖父母にも限界がきて働いて待つという選択肢はなくなった。子どもは大きくなるし、働きたい気持ちも増すが預けることができない。

⑥利用調整指数の加点に対する工夫や不満

前述した非正規就労者や求職者が入所に不利になるという問題だけでなく、様々な加点によって入所しやすさに差がつくことや、加点を考慮して働き方を調整しなければならないことを指摘する記述があった(表19)。少しでも高い利用調整指数を獲得するために早期の職場復帰をしなければならなかったことや、すでに入所している兄弟がいる世帯が優先されることへの不公平感、年収が考慮されないことへの不公平感などが綴られていた。

表19 自由記述の抜粋：利用調整指数の加点に対する工夫や不満

- 私の子どもは4月に認可保育所へ入ることができましたが、保育所へ入るために、時短をほとんど使わず育休を切り上げて復帰したり、A市内の最寄の認可外が全て満員だったのでB市の認可外まで預けたりととても苦労しました。
- 最も困っているのは、希望する自宅近くの保育園に全く入れないことです。ふつうに働いて（フルタイム）いる共働きの点数では入れず、何かしらの加点（きょうだい、卒園、ひとり親etc）を2つ以上満たしていないと入れない点数がボーダーラインとなっており、途方にくれています。一生に一度しかない大切な子育ての機会なのに、保育所への入所が困難なために、子どもと本来一緒にすごせるはずの時間を犠牲にし、さらに遠方の園に通わなければいけない（入れただけマシですか？）という現実を受け入れがたく、納得がいきません。
- 毎年保育所の入所に悩まされています。入所できないと仕事（今働いている）を辞めないといけませんが、辞めてしまうと点数は下がりさらに入所が厳しくなる。じゃあ無認可とか遠い所とか預ければ？と思うと思いますが、お金が高くて働くほとんどなくなるとか、お迎え時間が間に合わないとか、預けにくい理由もあります。
- 兄弟が優先され入所できるやり方を撤廃して欲しい。なぜなら1人っ子でも保育を必要とする人が多く居るわけで、兄弟枠を優先されると1人っ子はとうてい入所できる事が無理な為。
- 親の年収の額は点数化されないのでしょうか？我が家は主人の年収だけでは生活がギリギリなのですが、無認可や小規模を利用するお金のゆとりも無く稼げる人がどんどん稼いでいる,.. という印象です。

⑦子どもの出生月による入所の不利

年度後半の出生時であることによって、保育所入所が不利になることや「保活」時間が少ないことを指摘する記述もあった（表20）。調査時点においてA市は約半分の保育所が生後6か月以降の預かりしかしていないため、4月時点で生後半年に満たない毎年11月以降の出生の子どもは、保育所の選択肢が少なくなり、それだけ保育所入所が不利になる。また、10月生まれであっても、11月の入所申し込みまでの産後の「保活」期間がほとんどない。

表20 自由記述の抜粋：子どもの出生月による入所の不利

- 保育所の入所について → 11月生まれだからか、1年後の10月入所で申し込みをしても入れず、4月（1才4カ月）入所でも1才児になっているからか、やはり入所できませんでした。3才の兄弟も保育所入所を希望したのですが、やはり入所できず。
- 実際の入所申し込みメ切が11月なので5月生まれの子どもの場合は半年近く保活期間がありますが、10月生まれの子どもは1カ月,.. 産後すぐの保活は難しいので、実質産後の保活は難しいと思います。（中略）保育所入所は4月を逃すと可能性が極端に低くなってしまうので、その辺りもう少し親子がゆとりを持って保活できるような制度になればいいなと感じています。

⑧「3歳児の壁」の問題や不安

小規模保育所に入れたものの、3歳児以降の入所先が見つからなかったという記述や、そうなることへの不安視する記述がみられた(表21)。A市では、0-2歳の待機児童対策のために0-2歳までの保育をする家庭的保育や小規模保育室を増やし、それと並行して通常の認可保育所の0-2歳の定員も拡大した。すでに小規模保育所に入所している世帯は、子どもが3歳になると卒園しなければならず、次の認可保育所に申請する場合には利用調整指数上の加点もある。しかし、それでも入所できなかった母親の記述や、そのような事例を知って不安に感じている母親の記述があった。

表21 自由記述の抜粋：「3歳児の壁」の問題や不安

- すでにフルタイムで共働きして、子供を2歳までの認可保育園(著者補足：家庭的・小規模保育のこと)に預けていたが、今年の4月にどこの認可保育園にも入れなかった。
- 市は待機児童解消のため小規模保育園を増やしてくれていますが、3歳以降に預けられる(フルタイム勤務で)園の数が追いついておらず、仕事柄時短にも限界がある為、もし3歳以降の受け入れ先がないと仕事を辞めざるを得ないのが現状です。仕事と子育ての両立の為に、幼稚園の預け入れ時間を延長など、改善をお願いします。
- 今、小規模保育施設に通っているが(0.1.2才児の施設)3歳児になったときに、保育所に入れるのか? 3才児の壁にぶちあたっても、急に仕事はやめられないし、不安である。
- 小規模保育を卒業したら、次の保育園に入園できるかと気にする日々はバカげてる。1才になる時のタイミングで保育園に入れず、次の4月まで育休を延長し、やっと小規模に入園できたが、その時も入園できないかもしれないと不安に思い、無許可の園に入園金を支払って席を押させて認可園の入園の通知をまっていた。小規模保育を出る時は、すべりどめで幼稚園の入園金を支払うのかな……10万近くかかります。
- 保育施設が足りていない。小規模保育施設に入所できたのに、その後認可の保育所に(卒園後)入れない可能性がある現状を改善して欲しい。保育施設が足りていない。昨年度は、卒園後に3才児として入所ができず、やむを得ず幼稚園や認可外施設を利用した人もいるのが現状、と市の職員からお聞きした。

⑨入所のための不本意な育児休業の切り上げ

保育所に確実に入所するために育児休業を切り上げなければならないことへの不満の声があった(表22)。待機児童のいる地域では年度途中での入所が難しく、また1歳児より0歳児の方が入りやすいため、希望通りの育児休業期間ではなく、0歳児の間の年度初めの4月を育児休業の終了時期とせざるを得なかったことへの憤りの声である。

表22 自由記述の抜粋：入所のための不本意な育児休業の切り上げ

- 育児休業は3年ありましたが、保育所入所状況が1～2歳児ではほとんど入れる見込みがなかったもので、生後9ヶ月で0歳児入所せざるを得ず、育児を早期に切り上げて復職しました。せっかくの3年育児が取得できなかったのが、長期育児の加算などがあればよいと思います。もしくは1～2歳児でも安心して入所できるようにしてほしいです。
- 待機児童が多いので保育所に入所できないかもしれない不安から育児を早く切り上げて無理して0歳から預けました。もう少し保育所の受け入れ人数を増やしてほしいです。
- どうしても4月入所でないとい入園できないというのが強いので、夏や秋生まれだと1歳に満たない月齢で入園 & 職場復帰しないといけないのが、精神的にも肉体的にもしんどいです。待機児童の問題と合わせて、入所予約制度(?)のようなものがあればいいのと思います。育児休業は1年取れるのであれば取りたいので。
- 保育所入所について、1歳児や年度途中での入所は非常に厳しいと聞いたので、妊娠中に入所申請をして、生後数ヶ月で4月入所することになった。保育所に入れたのは嬉しいが、頑張って早く復帰したのに、育児をしっかりとっている人の方が金銭的にも優遇されていることに、頑張っても虚しさを感じてしまう。

⑩高額な保育料

保育料が高額であるという自由記述も多く見られた(表23)。その記述内容からは、母親が「保育料が高い」と指摘するとき、それは世帯所得と比較して高いというケース以外に、就労復帰した際の追加的な収入増と比較して、同時期に発生する保育料が高いと感じているケースも多かった。また、所得に応じた保育料水準に不公平感を感じているとの記述も散見された。例えば、所得増による税負担増や家事・育児関連の外部サービス支出増への配慮がないという不満や、年齢が高ければ所得は上がる一方で残りの勤務年数は少ないため若い人より高所得とは言えないという指摘もあった。なお2019年10月より3-5歳児クラスの保育料は無償化されたが、本アンケートはそれ以前に行われている。

表23 自由記述の抜粋：高額な保育料

- 保育料が高すぎるのでもっと金額を下げてほしいです。ただでさえ高い保育料を払っているのに、それにプラスして病児保育で追加で保育料を払うのは厳しいです。せめて6歳まで所得制限関係なく医療費負担を0にしてほしい。
- 0才～3才までの保育料を下げて欲しい。月に6万円近い保育料は高すぎます。時短で働いていても給料の半分近くが保育料になり子供の将来のために必要な所にお金を使えない(預金やならい事など)。
- 社会全体がその恩恵を受けるのだから少なくとも保育料程度の負担は社会で分担すべき。育児で収入が下がり、そこに保育料と病児保育サービスが年間250万近くはかかります。にもかかわらず子どもができれば仕事をセーブせざるを得ない負担が女性にかたよるの是不公平です。

- 4月入所のために育休を早く切り上げざるを得ず、保育料の負担と給料を考えると意味があるのか疑問。
- 収入が減っているにも関わらず、前年度の（つまり産休前の）納税額で4月～8月は保育料を払わなければならない、非常に苦しい経済状況となりました。お金がなければ子どもがもてないような社会になるのは今後の日本にとって大打撃だと思います。保育料への公的援助を増やしてほしい。他都市に比べ、A市は認可保育園等の料金が高いことを知りました。子どもたちへの公的資金の投入をもっと積極的に行ってほしい。
- 又、保育料が収入に応じて異なるようになりましたが、同じ保育をうけていてなぜこんなに支払わなければならないのかと感じます。または定額にして助けが必要な世帯に補助金を市が出す方法にしてもらいたい。子どもの医療費も収入があるからと支払額を上げられると実際負担が大きいです。応急的に（？）今現在不足している所に人やそのためのお金を使う必要はあるとは思いますが、長い目で子育てしやすい、子どもたちが育ちやすい環境をソフト・ハード両面で整えてほしいと思います。
- 子供のために働いているのに、2人をあずけると、保育料だけで7万以上かかり、何のために働いているのかわからなくなる。子供はほしいが3人目は経済的な理由で難しいのが現実。一生懸命働いて保育費を払っているようなもので、本当は一緒にいてあげたいのに何をやっているのかわからなくなる。保育費を見直して下さい。
- 保育料が高い。実際4月入所しかできない為育休を切り上げて職場復帰したが時短での勤務に切りかえると給料は減っている。しかし保育料が高い為実際の家計は育休中よりマイナスになる。この状況になると2人目以降の子供を考えた時に「保育所の入り辛さ」+「2人目の保育料の負担」というハードルが更に増える為、兄弟（2人以上）育児への不安はかなりある。
- 3人目の子供から手当等が大きく優遇されるが、1人目からもっと優遇してほしい。子育てにお金がかかりすぎる。仕事するより子供と一緒にいたい、ダブルインカムでないと今後厳しいように思う。仕事に行っても保育料に全て消えていく。もう少し楽に楽しくゆっくりと子育て出来たら良いと思う。3人目の産前産後で上の子どもの保育園を申し込んだが、働いている人が優先と言われ、案の定は入れなかった。働いている人ももちろん入所させるべきだが、産前産後も本当大変です。どのような条件がそろえば入所できるのかなぞです。
- 保育料高すぎる。税金もおさめているのに保育料もバカ高い。頑張って保育所+幼稚園のかけもちにしても保険料は免除されず倍かかってくる。
- 保育料が年収に応じてはつらい。共働きで年収合算して保育料が高額になる（=所得税もいっぱい払っている=医療費もかかる（1才誕生月以降）（普通であれば中3まで無料）。あれもこれも負担が大きくなる。所得に応じての負担は理解できるが、保育料だけでなく同時にこれだけの負担が増えていることも社会に知って欲しいし、考慮してほしい（保育料は一律など）。金銭面はたとえ余裕がある方としても家事・育児の時間に関しては余裕がない。そういう意味では気持ち的にしんどいし（常に部屋の掃除が後まわしになって汚い、子どもに関わる時間がゆっくりとれない）、お金で解決することになり（ご飯を買う、食洗機などの利用）、生活は周囲が思っている程楽ではない。
- 利用したい人、全員が保育所を利用できる（時短勤務でも）。年収に関係なく保育料は一律にする。年収が多ければ保育所利用をしたくても順位を下げられ、かつ利用できても保育料が高いのは不公平に思う。年齢が高ければ年収が上がるのは当然であるが、一方、残りの勤務年数は少なく以降の

収入では若い人よりも少ない可能性が十分にあるので考慮してほしい。認可外保育所利用者への行政からの補助（認可利用保留者への不公平感解消）。

- 育休中（特に2人）は給付金少ないので保育料を支払うのが大変だった。その中で医療費無料が対象外となった時期があり、育休中は収入を増やすことはできないため苦労した。保育料がもっと安くなればと思います。

⑪多子世帯の高額な保育料負担

また、3人以上の多子世帯における保育所の保育料負担の重さについての記述もあった（表24）。調査時点のA市において、一定以上の所得を有する世帯に対する保育所の保育料の第2、3子への保育料軽減措置（多子世帯の保育料軽減）は、保育所に同時に在園している場合のみ適用されており、この同時在園のみの保育料軽減措置への不満が記されていた。また高額な保育料の経済的負担が3人以上の子どもを産み育てることを躊躇させているとの指摘もあった。

表24 自由記述の抜粋：多子世帯の高額な保育料負担

- 3人目が同時に保育所等に入っていたら3人目は無料ですが、うちは年がはなれているのでこの制度が使えない。4人も子どもがいるのに下の2人でまた保育料を払わなければいけない。保育料が高いから子供を2人目3人目あきらめる人もいると思う。今後お金がかかるのに保育料だけは年取で決まるので考えて欲しい。年取が上がっても保育料払ってたらあまり意味がないし……。そのお金を子育てとかにまわして欲しい。
- 経済的な余裕がないので働かざるを得ません。保育園に同時に3人入園していれば3人目は免除等の経済的な補助はありますが、これに概当することはまれだと思います。学年が上がるにつれて、習い事等支出は増え、保育料も減ることはありません。第3子以降は保育料免除の措置は同時期に入園している場合のみでなく、第3子以降は免除という型になったらとても経済的に楽です。保育料がとても高額です。（他市に比べると）お金のことでストレスを抱えることが多いので、それがなくなればいいと思います。
- 現在、兄弟が保育所在園中であれば第二子は半額、第三子は無料であるが、経済的負担が子ども3人いるととても負担になるので、在園中に限らず兄弟がいれば3人目は無料にして欲しい。少子化といわれる中で、保育料負担は子どもが増えないひとつの要因です。
- 3人目の子供に対しての医療費や保育料などの補助があって欲しい。制度上、親の所得で判断されているものがあるが、子供3人は出費が多いので3人目だから、ということで、優遇を受けられるようにして頂きたい。

⑫幼稚園や認可外保育施設の高負担

認可保育所に入れなかった場合の幼稚園や認可外保育施設の高負担を指摘する自由記述もあった（表25）。また、認可保育所に入れない場合の対策として幼稚園に入園申し込みをして入園費を支払うコストについても不満が書かれていた。

表25 幼稚園や認可外保育施設の高負担

- 中学・高校であっても負担は経済面でも大きくあり、保育園に預けて働きたいが、入園できなかった場合、幼稚園に入園し、延長・預かり保育等を利用すると、かなりの保育料がかかる上、働いている為に参観・親子遠足など幼稚園独特の催しには参加できない為、子どもにはかわいそうな思いをさせてしまいます。
- 子どもは大きくなるし、働きたい気持ちも増すが預けることができない。(略)むしろ、幼稚園保育料を無料にしてほしい。でないと負担が増すだけ。ストレスも増える。
- 待機児童となり、認可外の保育施設を利用する必要になった世帯への金銭的な補助制度の確立。
- 認可保育園に入れなければ、認可外の利用料を少しでも負担していただけるとすごく生活も楽になります。
- ちなみに認可外一時預かりは空きはあるが料金が高く利用できません。可能性がどのくらいあるかわかれば最初からあんなに努力せず子どもと接する時間に費やしたのと思う。
- 希望の保育園に入れず、仕事を辞めるか無認可に入れるかの選択となり、自分がなっとくできる無認可がインターナショナルしかなく、インターナショナルに入れました。元々3月生まれの為1オクラスに入れなかったので2歳児クラスに枠が少なく絶望的です。どこかに入れたとしてもやっとならぬ娘をまた新しいとこに入れて慣らし保育からとなると私も娘も体力的にきつく、このままインターナショナルにいかせる判断となりました。認可と同じように補充して欲しいとこまで思いませんがせめて、私立幼稚園くらい若干でもいいので補充して頂ける制度を考えてほしいです。
- 今年度認可保育所に入所することができず、やむをえず認可外のプリスクールへ通わせています。3歳からは集団生活を学んでほしいと思い、選択しましたが、経済的負担は重し、英語を覚えてくる反面、日本語の発達は大丈夫かと不安になります。認可外は度々値上げもあり、今後も通わせ続けられるか心配です。やむをえず認可外へ通っているのだから、第2子ができたときも不利のないよう取り扱ってほしいです(第1子の保育補助金の継続、第2子半額等)。
- 昨年度、認可保育園に入れず、認可外保育園に通わせているが、2人の保育料で月15万円程かかります。認可希望を外れた者には、支援等はないのでしょうか。
- 1才になる時のタイミングで保育園に入れず、次の4月まで育休を延長し、やっとならぬ小規模に入園できたが、その時も入園できないかもしれないと不安に思い、無許可の園に入園金を支払って席を押させて認可園の入園の通知をまっていた。精神的にも金銭的にも負担をかけているという事を分かっていた。小規模保育を出る時は、すべりどめで幼稚園の入園金を支払うのかな……10万近くかかります。またA市は他の市より保育料が高いとも聞く。
- 小学校に行くまで通える保育園を希望していましたが、入れず小規模保育園に通わせています。次の3月で卒園なのでまた保育所の申し込みをしなければなりません。来年4月以降保育園にも入れる保障はないため、幼稚園の申し込みも検討しました。しかし幼稚園は10月2日に申し込み、入園金を10万以上納めなければなりません。もし保育園に入れることになれば無駄になってしまいます。転勤等の場合は返金はもらえるようですが、保育園に入れることになった場合も返金してもらえるよう市から幼稚園側に要望してもらえたいと思います。(全額じゃなくても)小規模保育園に入れて復職した場合は、保育園に入れなかったからといっても、もう育児休暇をとれないため行き先が決まらなると非常に困ります。保育園に入れるかどうか2月までわからない状態

は心理的負担も大きいです。もしくは幼稚園と保育園の申し込み期間等を統一させて、入園金が無駄になるような状況が発生しないような仕組みをつくっていただければと思います。

⑬保育所への要望や感謝

保育所運営のあり方についての要望や、保育所への感謝の記述もあった(表26)。親がもっと柔軟に働けるように保育所のあり方を改善すべき、もっと夜遅くまで預けられるようにすべき、保育所に通っていることによる洗濯物の量の多さの負担を軽減すべきという意見や、保育所に入所できた人による保育所への感謝を記した自由記述があった。

表26 自由記述の抜粋：保育所への要望や感謝

- 就職先にも不安を与え、スタートから迷惑をかけてしまう恐れを感じた。終業通勤時刻プラス15分までとされているが、これではしっかり働きたい(時には残業)時に働けない。「問30」で家庭と会社の改善が必要であるかのように書いてあるが、今最も改善すべきはA市であり、認可保育園であると感じる。
- 保育時間がもっと長くなって欲しい(～20時、～21時など)。残業や職場が遠い母親には19時まででは厳しいと感じる。ファミリーサポート等を使う人もいるが、経済的に負担もある上、着替え、ご飯等の準備による労力がかかってしまっている。保育料の支援よりも、保育所(園)に入りやすくして欲しい。
- 保育所の先生方には、本当に良く子どもたちのことを見て頂き感謝しています。それとは別に保育所のシステムとして、手ふきタオルやコップ、おはしだけでも貸し出しにして頂けると助かると思います。帰宅後、ただでさえ子ども達の食事・入浴・寝かしつけと忙しい中、保育所に通っていることによる洗濯物の量の多さが、とても負担になっています。今後の施策としてご検討いただけたら幸いです。
- 本年度から就業のため1歳と4歳の子どもを保育園に預けています。働きだしたのは経済的な理由もありますが、子どもと離れて、自分の時間を持てることや、保育士さんに育児のことを気軽に相談できることで、保育園の存在は子育ての面からも、私にとって心強いものになっております。私の住む地区は子どもも少なく、公園に行っても他に同じ年頃の子どもや親と触れあう機会は僅かでした。
- 色々な制度があっても知らないことも多いので、わかりやすいお知らせなどがあるとうれしいです。「仕事」「育児」たいへんだけども働くのも楽しいので、保育園に入れてとても助かります。
- 病児保育が手配され、非常に感謝しています。先生も、普段かかっている方で安心してあずけられます。
- 保育所の利用制度はとても満足している。

4.4. 政策領域2：認可保育所制度以外についての苦悩

認可保育所制度以外の政策領域についての自由記述も少なくなかった。ここでは、これらを

①所得が高くなると各種助成の対象外となることへの不満、②病児保育や不妊治療の負担の重さ、③子育て中の親へのケアの必要性、④就学後の子育て環境への要望という4つのサブカテゴリで整理する。

①所得が高くなると各種助成の対象外となることへの不満

世帯年収が一定限度を超えると、保育料が高くなるだけでなく、医療費助成制度の対象から外れ、児童手当も減額されることへの不満が記されていた(表27)。高額な保育料への不満と同様に、より働くことによって所得が上昇し、税負担も高くなるにもかかわらず、手当額が減額されたり医療費の自己負担額が上昇することに不公平性を感じていると推察される。

表27 自由記述の抜粋：所得が高くなると各種助成の対象外となることへの不満

- 所得制限にたいいひっかかってしまい、こども手当や医療費などに不公平さを感じます。保育所の利用料に関しても同じサービス(保育)を受けるには差がありすぎると感じます。
- 子どもの医療費も収入があるからと支払額を上げられると実際負担が大きいです。その上、子ども手当もけずられています。
- 何でも所得制限するのはやめて欲しい(その分時間や体を削って働いて税金も多く払っているのに見返りがなく大変むなし)。
- 乳幼児医療証についてです。一定所得以上になると一部負担を支払うことになっていますが、その所得基準をもっと緩くして欲しい。
- 乳幼児医療費負担なしの枠が少ないと感じる。
- A市も収入に関係なく医療費を無料にしてほしい。高校までは、教育にお金のかからない状況にしてほしい。
- しかし共働き家庭への費用負担は他の市とくらべるととても高く医療費に関しても高すぎて、何故こんなに他とくらべて高いのかとても疑問に感じました。

②病児保育や不妊治療費の負担の重さ

病児保育や不妊治療の経済的負担が重いことについての記述もあった(表28)。連続して病児保育を利用するときの出費の高さや、不妊治療の助成を低所得世帯に限定しないでほしいと記されていた。

表28 医療費・不妊治療費の負担の重さ

- 病児保育の料金をもう少し安くしてほしいです。1日だけなら良いのですが、1週間程休まないといけない病気の場合月～金で1万円かかり家計にひびきます。8月は手足口病、ヘルパンギーナ等

で保育園に10かも行けておらず、保育料満額と病児保育代で出費がかさみました。

- 2人目は体外受精で授かりました。二人目不妊です。不妊治療は終わりが見えません。低所得の家庭だけでなく所得にかかわらず助成してもらえると助かるかなと思います。幸い我が家は1回で妊娠しましたがひとによっては何回もしなければならぬ人もいます。その1回1回女性にとっては身体的にかなり痛みも伴い苦痛です。

③子育て中の親へのケアの必要性

子育てを親だけの責任としてほしくない、親へのケアもしてほしい、少しでも子育てから離れる時間が欲しい、という内容の記述もあり、長文でそのような訴えをする母親もいた(表29)。孤独な子育て、ひとり親、夫の無理解、子どもの発達の遅れ、事務手続きの煩雑さなど、多種多様なケアニーズに行政は答えてほしいという記述である。

表29 子育て中の親へのケアの必要性

- 子育てというと「子ども」の方に着目しがちですが、「親」のケアもとても大切だと感じています。昔は祖父母や地域も任っていた子育てが今は各家庭の中だけでやらざるを得なくなってきています。このアンケートの問27はその他に丸をつけましたが、負担に思う事は自分の時間がとれない事です。家事育児仕事その他雑務の中で息をつくひまがありません。特に小さい子どもが2人いるので、かまわなければならないと言われたりして大変です。「ちょっと買い物に行くから、1時間だけみておいて」という事が仲良い親同士でも遠慮してしまい頼みづらいです。用事だけでなく、1人や夫婦で少し息抜きのために子どもを「気軽に」預けられるサービスがあればと思います。後は、病児保育の施設が駅から近くて預けやすい場所に増えればさらに助かります。そういうサポートが増えていけば「産後うつ」や「産後の夫婦間の危機(産後クライシス)」なども少なくなると思います。
- 孤独に2人育児をすることが辛いし負担。3人目も欲しいが育児負担を考えると無理である。
- 法規制でもしない限り、全ての親が育児に参加し、分担することは出来ないと思うので、諦めています。せめて、家事・育児に加えて介護もしている世帯には何らかのサポートがあると助かるのにはと思います。
- ちは夫が帰宅が遅く、私も帰宅が19:30~20:00になってしまうので、夕食のしたくが大変です。子育て世帯への配食サービス等、有料でかまいませんので使いやすいものがあればいいと思います。子育てサポートの利用は手続き等汎雑な為、利用に至っていません。
- 出産後、里帰りをしない人にとって、産後すぐに育児や家事を手伝ってくれる人が居れば心強いです。(話し相手という意味でも) 実際は1カ月外に出ることもできず、育児ノイローゼになる友人も多かったです。新生児訪問はありがたかったのですが、もう少し早い時期に来てくれたり、少し話を聞いてもらえる時間があればいいなと感じました。また、4カ月健診の時に育児が辛くて、カウンセラーの方に話を聞いていただきましたが、多くの人が居る中だったので、あまり話すことができませんでした。産後うつ対策なのであれば、相談を受ける人は個室や仕切りがあった方が話しやすいのではないのでしょうか。保健センターでは丸見え状態で相談するのも恥ずかしく思えました。
- 仕事がない土、日もとときどき預かってほしい。一人なので常に子供と一緒にでなかなか自分自身のス

ストレスを発散できない。病院も行きにくく、健康診断もあきらめてしまいがちです（この時だけそこであずかってくれるシステムでもありがたいです）。平日は働いているので役所に行く時間がないです。本庁でないとするまい場合の方が多く、やむを得ず会社を早退することも多い。ファミリーサポートも登録していますが、金額が高いし、あずける理由によってはあずけにくく、ほとんど使えない。病児保育の時間も少し短いので朝と夕方は会社を遅刻又は早退しないとあずけられないのは不便です。保育園から熱で呼び出しがある時も、ファミリーサポートにたのめず、というのが改善されると助かります。もしくはなんらかのサービスで病児保育までつれていってくれるとたすかります。他の市では市の補助で病児からタクシーで迎えに行ってくれるようなサービスがあるとききました。私が病気の時も、家まで子供をむかえにきてくれてあずけられるサービスがほしいです。つれていくのがもうしんどいので結局子供といることになり、やすめません。あまり残業ありませんが、突然の残業で保育時間を越えてしまう場合もこまっています。要望ばかりですが少しでも一人親の家庭が楽になるとうれしいです。

- 療育手帳はもっていない、医療行為は必要ないけれども超低出生体重児で生まれて見守りが必要な子供の受け入れ先はありません。療育とは別に働いている保護者にとっては、見守りのある保育が必要です。保育所に入らず、待機で2年、その間に集団の経験があればもっと発達的にも良い影響があったかもしれません。見守りが必要（発達軽度のおくれ）がある子供は私立幼稚園の受け入れもよくありません。発達のおくれのある子供の母親は外で働くことはできないのでしょうか。療育が必要だから仕事はせずついにいなければならないのでしょうか。兄弟の年齢差があれば加点もつきません。すべての子供に平等な保育の在り方をつくってください。

- 子供を育てるにあたり、一番イライラするのは書類の多さ。書くのは必要だから仕方ないと思えますが、父親側が記入したがないことに腹が立ちます。外出時赤ちゃん連れでも行きやすい所が増えましたが、一番困るのはトイレです。オムツ台が古い・汚いと使いたくありません。あと自分でトイレできる4才前後にピッタリな幼児用トイレが増えるとありがたいです。大人用は支えておかなきゃいけないので狭いトイレで親子 & その兄弟姉妹もいたら身動きし辛いです。

④就学後の子育て環境への要望

就学後（小学校入学後）の不安や要望についての記述も散見された（表30）。とりわけ学童期や小学校低学年期の不安について記されているが、学童だけにとどまらず、公民館や公園への言及や高校・大学期の経済的負担への言及もあった。

表30 小学校期の学童保育や子育て環境への要望

- 小学校入学後の放課後の過ごし方が今から心配です。学童の充実を切に希望します。
- 小学校に子供が進学した後、放課後子供をみてる施設を増やしてほしい（育成も3年までと聞いています）。子供を今は保育園で仕事終了時間までみてもらえて助かっていますが、小学校に進学後は母親は仕事を縮小させなければいけないので（正社員 → パートなどに変更しなければいけないなど）。
- 保育園を卒園し、小学校へ上がったからの生活に不安があります。小学校は8時半が始業のため、卒園したての子どもを1人家に置いて会社へ向かわなければ間に合いません。夕方～夜は学童がありますが、朝にもそういった環境を作って頂けませんでしょうか？ 近くに祖父母もおらず、頼る者がいない中、どうやって両立をしていけるだろうかと考えを巡らせています。ファミリーサポー

トはやはり一個人，知らない方だと思うと我が子を任せられる勇気がありません。学校や公民館など公的な施設で，集団で守られる環境が欲しいです。そのための費用ならば負担することは惜しみません。安心して両立してゆける環境を期待しています。より一層子育てをしやすい市になりますように。

- 特に学童期の少年（男子）が気軽に利用できる球技もできる公園の整備を要望する。
- 高校生や大学生など，大きくなっても経済的負担は変わらず，かえって重いので，「扶養中の子供の第3子は～」という形に条件を改めてもらえないかと思います。もう1人子供が欲しいと思っても，経済的に無理です。

5. 結 語

本稿は，2017年10月に実施した保育所入所申請世帯への全数アンケート調査の自由記述を整理・検証した。本稿の特徴は，651ケースもの自由記述をベースに，家庭・仕事・政策の3つの領域ごとに自由記述を抽出・分類し，検証したことである。また本アンケート調査の主題が保育所入所申請についてのものであったため，とりわけ政策領域に関する記述が多く存在することも本アンケート調査の自由記述の独自性である⁶⁾。

自由記述群の分析の結果，第一に，家庭領域や仕事領域については，これまでの調査・研究でもたびたび指摘されてきた夫婦間での家事・育児分担の偏りやワークライフバランスの困難についての自由記述が多かった。記述の内容は多岐に渡り，保育所に入所できたかどうかにかかわらず，家庭や職場において母親が直面している様々な障壁が記されていた。第二に，保育・子育て支援政策の領域について，これまでの調査・研究では必ずしも明らかにされてこなかった母親の様々な葛藤や苦悩が記されていることが明らかとなった。とりわけ，改善の気配が見えない待機児童問題，複雑な利用調整制度・高額な保育料などの認可保育所制度を巡る母親の葛藤や苦悩や憤りが，非常に具体的なレベルで記されていた。

本稿で検証した家庭・仕事・政策に関する自由記述はすべて重要なものであるが，とりわけ保育・子育て支援政策に関する膨大な自由記述は，これまでの調査・研究にはない貴重なものである。これらは，「子育て支援」や「就労支援」という政策目的を有する認可保育所制度が，長期にわたって母親の負担や不安の原因やキャリア上の障壁にもなっている実態を明らかにした。つまり，保育所への入所申請世帯の母親は，結果的に入所できたか否かを問わず，妊娠前

6) なお本稿で取り上げた自由記述は，膨大な自由記述群から著者らによって選ばれたという点で一定の恣意性がある。ただし本調査の自由記述群では，本稿の4節で示したように，ときに非常に似たコメントや意見が複数の回答者によって記述されていた。その意味で，本稿で整理・検討した自由記述群は，多くの保育所入所申請世帯の母親が共通して抱えている葛藤や苦悩を表出したものであると考えられる。

から保育所入所後に至るまでの長期にわたって、妊娠・出産・子育て・就労・将来のキャリア・夫との関係・経済的負担などの多岐に渡ることがらについて、不確実性が高い認可保育所制度に翻弄されながら生活せざるを得ない状態であることが明らかになった。本アンケートの回答者の子育て世帯の母親は、家事・育児分担やワークライフバランスといった家庭や仕事での困難に加えて、入所の不確実性や高額な保育料などの保育政策のあり方に起因する様々な葛藤や苦悩を抱えた「三重苦」の状況に陥っていると言える。

2021年現在、待機児童数の減少や3歳児クラス以降の保育無償化の実現など、認可保育所をめぐる状況は変化している一方で、待機児童問題が解消したわけではなく、利用調整制度のあり方や0歳～2歳児クラスの保育料負担の仕組みにも大きな変化はない。このことは、現在も多くの子育て世帯の母親が、本アンケート回答者と同じような状況に直面し、同じような苦悩を抱え続けていることを示唆している。

参考文献

- 安藤香織・薄井純子（2011）「乳幼児を持つ女性の就労に対する意識と行政への要望：インタビュー調査による検討」『人間文化研究科年報』第27号，65-83
- 安藤道人・前田正子（2020a）「認可保育所入所と就労・抑うつ・家事育児分担：入所・保留世帯に対するアンケート調査結果」『社会保障研究』Vol.5，No.2，pp.237-249
- 安藤道人・前田正子（2020b）「どのような世帯が認可保育所に入所できたのか：入所・保留世帯に対するアンケート調査結果」『社会保障研究』Vol.5，No.3，pp.386-397
- 伊藤里菜・池田浩之（2019）「育児期の父母における家庭と仕事の関連—インタビュー調査を通して—」『発達心理臨床研究』25-5
- 井上奈穂子・濱口佳和（2015）「企業内ワーキング・マザーの内的変容プロセス—職業人としての自己・母親としての自己の観点から—」『カウンセリング研究』48巻4号，175-188
- 前田正子（2020）「保育所入所申請者調査の自由記述にみる，保育所入所を巡る母たちの悩みと夫との家事・育児を巡る葛藤」『心の危機と臨床の知』21巻，1-17
- 三具淳子（2007）「妻の就業決定プロセスにおける権力作用—第1子出産前の夫婦へのインタビューをもとにして」『社会学評論』58巻3号，305-325
- 孫詩彧（2017）「育児期の父母における家庭と仕事の両立において共働き夫婦の役割遂行効果—質的ペアデータで見られたこと—」『教育福祉研究』第22号，43-51
- 濱田智崇（2017）「子育て環境と子どもに対する意識調査（草津市版）結果報告」『心理相談研究』（3）35-56
- 朴木佳緒留（2006）「大規模自治体の職場のジェンダー問題（1）：男女共同参画職場づくりインタビュー調査報告（子育てと職業の両立）」『神戸大学発達科学部紀要』13巻2号，67-75
- Hochschild, Arlie (1989) *The second shift: Working families and the revolution at home*, New York: Viking Penguin (ホックシールド, アーリー 田中中和子訳 (1990) 『セカンド・シフト アメリカ共働き革命のいま』, 朝日新聞社)
- Hochschild, Arlie Russell (1997) *The time bind: When work becomes home and home becomes work*, New York: Metropolitan Books (ホックシールド, アーリー・ラッセル 坂口緑・中野聡子・両角道代訳 (2012) 『タイムバインド 働く母親のワークライフバランス—仕事・家庭・子どもをめぐる真実—』, 明石書店)